

別添 2

高速自動車国道中央自動車道  
富士吉田線等に関する協定

## 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第11条中「平成72年6月1日」を「平成72年5月12日」に改める。

別紙 1-2 から別紙 1-10、別紙 1-13 から別紙 1-15、別紙 1-17、別紙 1-19、別紙 1-20、別紙 1-22、別紙 1-24、別紙 1-26、別紙 1-29、別紙 1-30、別紙 1-32 から別紙 1-34、別紙 1-36、別紙 1-43、別紙 1-50 から別紙 1-53、別紙 1-55、別紙 1-56、別紙 1-58、別紙 1-60、別紙 1-61、別紙 1-71、別紙 1-78 から別紙 1-80、別紙 1-82 から別紙 1-93 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から  
神奈川県厚木市下津古久 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	120	1.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

121, 173 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日          平成 10 年 4 月 17 日  
②工事の完成予定年月日      平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

103, 514 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額          98, 338 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市下津古久 から  
神奈川県伊勢原市上粕屋 まで

(ロ) 延 長 6.7 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	120	6.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション(仮称)
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

274,675 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日          平成 10 年 4 月 17 日  
②工事の完成予定年月日      平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

279,956 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額          265,958 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県伊勢原市上粕屋 から  
神奈川県秦野市柳川 まで

(ロ) 延 長 12.8 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	120	12.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員                   －   メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル   (土工部)
- メートル   (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	秦野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

337, 284 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日          平成 12 年 1 月 12 日  
②工事の完成予定年月日      平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

379,303 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額          360,338 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県秦野市柳川 から  
静岡県御殿場市駒門 まで

(ロ) 延 長 32.3 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

## (ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	120	32.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	———	———	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ———— メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道138号 及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	御殿場インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション

(4) 工事予算

512,434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

577,645 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 548,762 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県御殿場市駒門 から  
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで

(ロ) 延 長 13.2 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	120	13.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市 駒門	立体接続	御殿場ジャンクション
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ

(4) 工事予算

217,487百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 1 月 20 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 14 日	(供用開始)
	平成 30 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

137,915 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 137,915 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から  
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで

(ロ) 延 長 131.5 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

## (ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田 まで	120	131.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル および 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区央原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ



2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

970, 271 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 970, 271 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県浜松市北区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から  
愛知県豊田市岩倉町 まで

(ロ) 延 長 55.2 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	120	55.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00メートル(土工部)

3. 00メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市北区引佐町 東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ
一般国道473号	愛知県岡崎市榎山町	立体接続	岡崎東インターチェンジ
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

611, 962 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- |             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日   | 平成 5 年 12 月 4 日  |         |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 28 年 2 月 13 日 | (供用開始)  |
|             | 平成 30 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

630, 615 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 630, 615 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 中部横断自動車道

(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中部横断自動車道

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県静岡市清水区吉原 から  
山梨県南巨摩郡南部町福士 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	80	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員  
 - メートル (土工部)  
 - メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ(仮称)
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

157,751百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

173, 701 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 165, 015 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 中部横断自動車道

(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大柵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中部横断自動車道

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から  
山梨県南巨摩郡富士川町大柵 まで

(ロ) 延長 9.3 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大柵 まで	80	9.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大櫛 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 - メートル  
- メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ(仮称)
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

(4) 工事予算

72,842 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

79, 213 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 75, 252 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市伊坂町 から  
三重県四日市市北山町 まで

(ロ) 延 長 4.4 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	100	4.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員                   —   メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50   メートル   (土工部)

4.50   メートル   (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋亀山線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション

(4) 工事予算

53,320 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日                   平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日               平成 28 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57,418 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 54,547 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市北山町 から  
三重県三重郡菟野町大字潤田 まで

(ロ) 延 長 8.2 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菟野町大字潤田 まで	120	8.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員                   —   メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50   メートル   (土工部)

4.50   メートル   (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

95,625 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日       平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 511 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 99, 285 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県三重郡菰野町大字潤田 から  
三重県亀山市安坂山町 まで

(ロ) 延 長 15.2 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)  
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

## (ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	15.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員                   －   メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50   メートル   (土工部)

4. 50   メートル   (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

180, 402 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日       平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

196, 042 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 186, 240 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 近畿自動車道尾鷲多気線

(三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲多気線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 から  
三重県度会郡大紀町崎 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	80	10.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	平面接続	本線(新直轄)
一般国道422号	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	立体接続	紀伊長島インターチェンジ
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢大内山インターチェンジ

(4) 工事予算

42, 062 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- |             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日   | 平成 11 年 1 月 8 日  |         |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 25 年 3 月 24 日 | (供用開始)  |
|             | 平成 30 年 9 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46, 494 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46, 494 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市府中 から  
福井県敦賀市高野 まで

(ロ) 延 長 39.0 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	80	39.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2.50mを確保する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 — メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道上中田烏線	福井県三方上中郡若狭町 上黒田	立体接続	若狭上中インターチェンジ
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町 気山	立体接続	若狭三方インターチェンジ
一般国道27号	福井県三方郡美浜町 山上	立体接続	若狭美浜インターチェンジ
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション

(4) 工事予算

172, 261百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 7 月 20 日 (供用開始)

平成 29 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

179,037 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 179,037 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

## (2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(4) 工事予算

42, 531 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日                      昭和 37 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日                  平成 33 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

51, 585 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 49, 005 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(元八王子IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

## (2) 工事の箇所

東京都八王子市元八王子町

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道山田宮ノ前線	東京都八王子市 元八王子町	立体接続	元八王子インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

56 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日          平成 30 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日          平成 33 年 3 月 31 日

当該インターチェンジは、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないため、今後の検討に必要な当面の設計費用のみを計上することとする。着手予定年月日は、さしあたり平成30年4月1日とし、完成予定年月日は、現行整備計画区間が全て完成すると想定している時期とした。なお、連結許可が出された時点で必要な協定変更を行う。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

79 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

79 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(八王子JCT)(改築)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

## (2) 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(4) 工事予算

9, 217 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日                   平成    2 年    4 月    3 日

②工事の完成予定年月日           平成 24 年   3 月 25 日   (供用開始)

   平成 30 年   3 月 30 日   (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 405 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                   8, 405 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(諏訪IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 西宮線

## (2) 工事の箇所

長野県諏訪市中洲

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道20号	長野県諏訪市 中洲	立体接続	諏訪インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 028 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日                      昭和 41 年 10 月 25 日

②工事の完成予定年月日                  平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 211 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                      1, 150 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(養老JCT)(改築)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 西宮線

## (2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 257 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日       平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 159 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           3, 951 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(松本JCT)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 長野線

## (2) 工事の箇所

長野県松本市島立

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

4, 266 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日                   平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日           平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 760 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           5, 472 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第一東海自動車道

(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第一東海自動車道

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から  
神奈川県海老名市今里 まで

(ロ) 延 長 2.3 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	120	2.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.60メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12,189 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 6 月 25 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,042 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12,389 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第一東海自動車道

(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市社家まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第一東海自動車道

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から  
神奈川県海老名市社家 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県海老名市 社家 まで	80	1.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県海老名市 社家 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員           －   メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

                          －   メートル   (土工部)

                  3.00   メートル   (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション

(4) 工事予算

41,991 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- |             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日   | 平成 11 年 1 月 8 日  |         |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 27 年 3 月 8 日  | (供用開始)  |
|             | 平成 29 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29, 543 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 543 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 第一東海自動車道

(神奈川県海老名市社家から神奈川県海老名市中新田まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市社家 から  
神奈川県海老名市中新田 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 海老名市社家から海老名市中新田まで  
第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

海老名市中新田から海老名市中新田まで  
第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

別 紙 1

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 社家 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	80	1.2	
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	100	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 社家 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	上段(第1種第3級) 海老名市社家から 海老名市中新田まで 下段(第1種第2級) 海老名市中新田から 海老名市中新田まで
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2 2.50×2	3.50 5.00	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

海老名市社家から海老名市中新田まで

— メートル (土工部)  
3.00 メートル (橋梁部)

海老名市中新田から海老名市中新田まで

— メートル (土工部)  
4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線

(4) 工事予算

78,511 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日           平成 11 年 1 月 8 日  
 ②工事の完成予定年月日       平成 22 年 2 月 27 日 (供用開始)  
   平成 29 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41,382 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           41,382 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(日進IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第一東海自動車道

## (2) 工事の箇所

愛知県日進市岩崎町

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道日進瀬戸道路 (名古屋瀬戸道路)	愛知県日進市岩崎町	立体接続	日進インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 851 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日       平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 250 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額       2, 137 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(福井北JCT・IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

福井県福井市玄正島町18字

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	福井県福井市玄正島町 18字	立体接続	福井北ジャンクション・インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,364 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日                   平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日           平成 27 年 3 月 1 日 (供用開始)

平成 28 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,903 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                   1,903 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 一般国道1号(新湘南バイパス)

(神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額



別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	80	5.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.5	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員                    -   メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

                  -   メートル   (土工部)  
 3.00   メートル   (橋梁部)

## 別紙 1

## (ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市 柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県 平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ (仮称)
一般国道134号	神奈川県中郡 大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ (仮称)
一般国道1号 (西湘バイパス)	神奈川県中郡 大磯町東町	平面接続	本線

## (4) 工事予算

5,050 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

## ①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで

平成 30 年 4 月 1 日

## 別紙 1

□ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

### 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,460 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,137 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市中新田 から  
神奈川県厚木市上依知 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	100	10.1	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

## 別紙 1

## (ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ

## (4) 工事予算

96,082 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

## ①工事の着手年月日

- イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで (STA110+52～STA113+40)  
平成 16 年 6 月 29 日
- ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA113+40～STA114+60)  
平成 21 年 5 月 11 日
- ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで (STA114+60～STA128+40)  
平成 16 年 6 月 29 日
- ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA128+40～STA129+20)  
平成 23 年 2 月 1 日
- ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA129+20～STA130+00)  
平成 23 年 6 月 1 日
- ヘ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA130+00～STA131+20)  
平成 23 年 1 月 1 日
- ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA131+20～STA132+91)  
平成 23 年 1 月 1 日
- チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA132+91～STA138+00)  
平成 18 年 6 月 30 日

別 紙 1

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| リ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで<br>平成 23 年 1 月 1 日    | (STA138+00～STA139+00)   |
| ヌ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで<br>平成 18 年 6 月 30 日  | (STA139+00～STA146+05)   |
| ル 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで<br>平成 20 年 7 月 1 日  | (STA146+05～STA151+50)   |
| ヲ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで<br>平成 21 年 12 月 1 日 | (STA151+50～STA152+50)   |
| ワ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで<br>平成 20 年 7 月 1 日  | (STA152+50～STA160+93.5) |
| カ 神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで<br>平成 20 年 7 月 1 日   | (STA160+93.5～STA164+85) |
| ヨ 神奈川県厚木市下依知<br>平成 24 年 7 月 1 日                | (圏央厚木IC取り付け部)           |
| タ 神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで<br>平成 19 年 2 月 1 日    | (STA164+85～STA176+50)   |
| レ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで<br>平成 24 年 6 月 1 日   | (STA176+50～STA201+45)   |

別 紙 1

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| ソ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで<br>平成 23 年 12 月 1 日 | (STA201+45~STA206+31) |
| ツ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで<br>平成 25 年 2 月 1 日  | (STA204+10~STA204+70) |
| ネ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで<br>平成 24 年 6 月 1 日  | (STA204+70~STA206+31) |
| ナ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで<br>平成 24 年 6 月 1 日  | (STA206+31~STA211+44) |
| ラ 神奈川県厚木市上依知<br>平成 24 年 12 月 1 日               | (相模原ICランプ部)           |
| ム 神奈川県厚木市上依知<br>平成 25 年 1 月 7 日                | (相模原IC Hランプ部)         |
| ウ 神奈川県厚木市上依知<br>平成 25 年 2 月 1 日                | (相模原IC E,Fランプ部)       |
| キ 神奈川県相模原市南区当麻<br>平成 24 年 5 月 1 日              | (相模原IC料金所部)           |

## 別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

### ②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 30 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 30 日 (残事業完成)

### 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

95,664 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 95,664 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市上依知 から  
東京都八王子市南浅川町 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	100	14.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	1.00×2	2.00	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員                   —   メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50   メートル   (土工部)

4.50   メートル   (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
津久井広域道路 県道長竹川尻線	神奈川県相模原市 緑区城山町小倉	立体接続	相模原インターチェンジ
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	高尾山インターチェンジ

(4) 工事予算

39, 216 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県愛甲郡愛川町まで (上り線: STA.211+44~STA.0+06)  
平成 25 年 11 月 1 日

ロ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (上り線: STA.0+06~STA.1+00)  
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| ハ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 25 年 12 月 1 日     | (上り線: STA.1+00~STA.2+25)   |
| ニ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 25 年 9 月 1 日      | (上り線: STA.2+25~STA.18+24)  |
| ホ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 25 年 8 月 1 日      | (上り線: STA.18+24~STA.23+02) |
| ヘ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 25 年 9 月 1 日      | (上り線: STA.23+02~STA.23+33) |
| ト 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 25 年 8 月 1 日      | (上り線: STA.23+33~STA.29+02) |
| チ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 26 年 2 月 1 日      | (上り線: STA.29+02~STA.31+44) |
| リ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで<br>平成 26 年 1 月 1 日      | (上り線: STA.31+44~STA.33+03) |
| ヌ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 2 月 1 日    | (上り線: STA.33+03~STA.34+42) |
| ル 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区葉山島まで<br>平成 26 年 1 月 1 日 | (上り線: STA.34+42~STA.44+17) |

別 紙 1

- ヲ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線: STA.44+17~STA.45+92)  
平成 26 年 3 月 1 日
- ワ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線: STA.45+92~STA.46+82)  
平成 26 年 3 月 20 日
- カ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線: STA.46+82~STA.49+70)  
平成 26 年 1 月 1 日
- ヨ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線: STA.49+70~STA.50+86)  
平成 26 年 3 月 1 日
- タ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線: STA.50+86~STA.56+37)  
平成 26 年 1 月 1 日
- レ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線: STA.56+37~STA.63+06)  
平成 25 年 12 月 1 日
- ソ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線: STA.63+06~STA.65+00)  
平成 25 年 10 月 1 日
- ツ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線: STA.65+00~STA.67+66)  
平成 25 年 9 月 1 日
- ネ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線: STA.67+66~STA.67+97)  
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| ナ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 9 月 1 日  | (上り線: STA.67+97~STA.72+81)  |
| ラ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 5 月 7 日  | (上り線: STA.72+81~STA.77+38)  |
| ム 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 1 月 1 日  | (上り線: STA.77+38~STA.80+20)  |
| ウ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 4 月 10 日 | (上り線: STA.80+20~STA.80+68)  |
| ヰ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 12 月 1 日 | (上り線: STA.80+68~STA.84+00)  |
| ノ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 26 年 1 月 1 日  | (上り線: STA.84+00~STA.93+60)  |
| オ 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 26 年 2 月 1 日  | (上り線: STA.93+60~STA.93+71)  |
| ク 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 25 年 4 月 1 日  | (上り線: STA.93+71~STA.97+88)  |
| ヤ 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 25 年 11 月 1 日 | (上り線: STA.97+88~STA.100+00) |

別 紙 1

- マ 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで (上り線: STA.100+00~STA.107+99)  
平成 25 年 10 月 1 日
- ケ 神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町まで (上り線: STA.107+99~STA.143+76)  
平成 25 年 7 月 1 日
- フ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (上り線: STA.143+76~STA.143+86)  
平成 25 年 8 月 1 日
- コ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (上り線: STA.143+86~STA.145+00)  
平成 23 年 8 月 1 日
- エ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.211+44~STA.0+06)  
平成 25 年 11 月 1 日
- テ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.0+06~STA.1+00)  
平成 25 年 10 月 1 日
- ア 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.1+00~STA.1+60)  
平成 25 年 12 月 1 日
- サ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.1+60~STA.18+23)  
平成 25 年 5 月 7 日
- キ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.18+23~STA.28+79)  
平成 25 年 7 月 1 日

別 紙 1

- ユ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.28+79~STA.31+60)  
平成 26 年 2 月 1 日
- メ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.31+60~STA.33+20)  
平成 26 年 1 月 1 日
- ミ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県相模原市小倉まで (下り線: STA.33+20~STA.34+60)  
平成 26 年 2 月 1 日
- シ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.34+60~STA.44+48)  
平成 26 年 1 月 1 日
- エ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.44+48~STA.47+00)  
平成 26 年 3 月 25 日
- ヒ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.47+00~STA.49+90)  
平成 26 年 1 月 1 日
- モ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.49+90~STA.51+00)  
平成 26 年 3 月 1 日
- セ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.51+00~STA.56+54)  
平成 26 年 1 月 1 日
- ス 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区小倉まで (下り線: STA.56+54~STA.63+21)  
平成 25 年 12 月 1 日

別 紙 1

- |     |  |                            |
|-----|--|----------------------------|
| ン   | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 10 月 1 日 | (下り線: STA.63+21~STA.68+10) |
| イ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 5 月 7 日  | (下り線: STA.68+10~STA.72+62) |
| ロ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 8 月 1 日  | (下り線: STA.72+62~STA.72+93) |
| ハ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 4 月 1 日  | (下り線: STA.72+93~STA.77+52) |
| ニ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 1 月 1 日  | (下り線: STA.77+52~STA.80+20) |
| ホ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 4 月 10 日 | (下り線: STA.80+20~STA.80+80) |
| ヘ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 25 年 12 月 1 日 | (下り線: STA.80+80~STA.84+00) |
| ト-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 26 年 1 月 1 日  | (下り線: STA.84+00~STA.93+60) |
| チ-1 | 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 26 年 2 月 1 日  | (下り線: STA.93+60~STA.93+71) |

別 紙 1

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| リー1 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 25 年 4 月 1 日  | (下り線:STA.93+71~STA.97+88)   |
| ヌー1 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで<br>平成 25 年 8 月 1 日  | (下り線:STA.97+88~STA.100+00)  |
| ルー1 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで<br>平成 25 年 6 月 1 日  | (下り線:STA.100+00~STA.104+80) |
| ヲー1 神奈川県相模原市緑区中沢から神奈川県相模原市緑区中沢まで<br>平成 25 年 8 月 1 日  | (下り線:STA.104+80~STA.105+56) |
| ワー1 神奈川県相模原市緑区中沢から神奈川県相模原市緑区中沢まで<br>平成 25 年 11 月 1 日 | (下り線:STA.105+56~STA.107+61) |
| カー1 神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町まで<br>平成 25 年 4 月 1 日   | (下り線:STA.107+61~STA.143+33) |
| ヨー1 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで<br>平成 25 年 8 月 1 日    | (下り線:STA.143+33~STA.143+72) |
| ター1 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで<br>平成 23 年 8 月 1 日    | (下り線:STA.143+72~STA.145+00) |
| レー1 神奈川県愛甲郡愛川町<br>平成 25 年 5 月 7 日                    | (愛川TN電気室ヤード)                |

別 紙 1

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| ソー1 神奈川県相模原市緑区葉山島<br>平成 25 年 5 月 7 日                 | (葉山島TN電気室ヤード)                        |
| ツー1 神奈川県相模原市緑区小倉<br>平成 26 年 4 月 1 日                  | (相模原IC部 A・B・Cランプ橋)                   |
| ネー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 5 月 1 日  | (相模原IC部 料金所ヤード、Bランプ土工部)              |
| ナー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 6 月 1 日  | (相模原IC部 TG・電気室・内プラヤード)               |
| ラー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 7 月 1 日  | (相模原IC部 Bランプ土工部、Dランプ)                |
| ムー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 7 月 1 日  | (相模原IC部 A・B・Cランプ土工部、TG張出部、<br>管理用通路) |
| ウー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 9 月 1 日  | (相模原IC部 料金所裏のり面、内プラ平地、<br>串川土工部のり面)  |
| ヰー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 26 年 11 月 1 日 | (相模原IC部 A・B・Dランプ)                    |
| ノー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで<br>平成 27 年 1 月 1 日  | (相模原IC部 E・F・G・Hランプ)                  |

## 別 紙 1

オー1 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (川尻TN電気室ヤード)  
平成 25 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

### ②工事の完成予定年月日

平成 26 年 6 月 28 日 (相模原愛川IC～高尾山IC) (供用開始)  
平成 27 年 3 月 29 日 (相模原IC部) (供用開始)  
平成 29 年 3 月 30 日 (残事業完成)

### 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40,936 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40,936 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市裏高尾町まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都八王子市南浅川町 から  
東京都八王子市裏高尾町 まで

(ロ) 延 長 2.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	80	2.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 —

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	高尾山インターチェンジ
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(4) 工事予算

23, 779 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Eランプ)(STA-1-20~STA0-37)

平成 24年 1月 1日

ロ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Eランプ)(STA0-37~STA0+00)

平成 23年 12月 1日

ハ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(料金所)

平成 23年 4月 1日

別 紙 1

ニ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(料金所周り平場部)

平成 24年 2月 1日

ホ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(トールゲート)

平成 23年 8月 1日

へ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA0+00~STA0+40)

平成 23年 12月 1日

ト 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA0+40~STA1+63)

平成 24年 1月 1日

チ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA1+63~STA4+11)

平成 23年 12月 1日

リ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA4+11~STA5+29)

平成 23年 9月 1日

ヌ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Cランプ)(STA3+97+~STA4+12)

平成 23年 12月 1日

ル 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Cランプ)(STA4+12~STA6+80)

平成 23年 9月 1日

ヲ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Cランプ)(STA6+80~STA7+78)

平成 24年 2月 1日

別 紙 1

ワ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA0+00~STA0+40)

平成 23年 12月 1日

カ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA0+40~STA1+63)

平成 24年 1月 1日

コ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA1+63~STA3+44)

平成 23年 12月 1日

タ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA3+44~STA4+75)

平成 23年 9月 1日

レ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Dランプ)(STA3+29~STA3+49)

平成 23年 12月 1日

ソ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Dランプ)(STA3+49~STA6+07)

平成 23年 9月 1日

ツ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Dランプ)(STA6+07~STA7+63)

平成 24年 1月 1日

ネ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室)

平成 23年 4月 1日

ナ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室ヤードの盛土のり面(中央))

平成 23年 12月 1日

別 紙 1

ラ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室ヤードの盛土のり面(南側))

平成 24年 1月 1日

ム 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室ヤードの盛土のり面(北側))

平成 24年 2月 1日

ウ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(上り線)(STA146+09~STA147+52)

平成 24年 2月 1日

エ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(上り線)(STA148+00~STA148+58)

平成 23年 11月 1日

オ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(上り線)(STA148+58~STA153+68)

平成 23年 9月 1日

カ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(上り線)(STA153+68~STA158+00)

平成 23年 11月 1日

ク 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(下り線)(STA145+82~STA146+20)

平成 24年 2月 1日

ク ヤ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(下り線)(STA146+20~STA147+38)

平成 23年 12月 12日

マ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA147+38~STA147+60)

平成 24年 2月 1日

別 紙 1

ケ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA148+72～STA153+68)

平成 23年 10月 1日

フ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA153+68～STA158+00)

平成 23年 12月 1日

コ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA160+79～STA160+89)

平成 24年 1月 1日

エ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで(切土のり面)

平成 23年 11月 1日

テ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(STA145+00～STA146+09)

平成 23年 8月 1日

ア 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで(STA147+52～STA148+72)

平成 23年 12月 12日

サ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで(STA158+00～STA161+00)

平成 23年 12月 12日

キ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで(高尾山トンネル北坑口換気ダクト部)

平成 24年 2月 1日

ユ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで(STA160+89～STA0+06)

平成 18年 8月 1日

## 別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

### ②工事の完成予定年月日

平成 24 年 3 月 25 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 30 日 (残事業完成)

### 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 578 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                      26, 578 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県茅ヶ崎市西久保 から  
神奈川県海老名市門沢橋 まで

(ロ) 延 長 7.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保 から 神奈川県海老名市 門沢橋 まで	80	7.9	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保 から 神奈川県海老名市 門沢橋 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員                   —   メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

—   メートル   (土工部)  
3.00   メートル   (橋梁部)

## 別 紙 1

## (ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (新湘南バイパス)	神奈川県茅ヶ崎市 西久保	立体接続	茅ヶ崎ジャンクション
県道 伊勢原藤沢線	神奈川県高座郡 寒川町田端	立体接続	寒川南インターチェンジ
県道 相模原茅ヶ崎線	神奈川県高座郡 寒川町宮山	立体接続	寒川北インターチェンジ
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線

## (4) 工事予算

22,071 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| イ 神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町田端まで<br>平成 24 年 7 月 1 日     | (STA.-1+86~STA.9+27)  |
| ロ 神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町田端まで<br>平成 25 年 3 月 1 日    | (STA.9+27~STA.11+57)  |
| ハ 神奈川県高座郡寒川町田端<br>平成 24 年 5 月 1 日                    | (寒川南IC 料金所部)          |
| ニ 神奈川県高座郡寒川町田端<br>平成 24 年 12 月 1 日                   | (寒川南IC ランプ部)          |
| ホ 神奈川県高座郡寒川町田端<br>平成 25 年 1 月 15 日                   | (寒川南IC Cランプ部)         |
| ヘ 神奈川県高座郡寒川町田端<br>平成 25 年 2 月 17 日                   | (寒川南IC D, Eランプ部)      |
| ト 神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで<br>平成 24 年 5 月 1 日   | (STA.11+57~STA.27+10) |
| チ 神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで<br>平成 24 年 12 月 1 日 | (STA.27+10~STA.35+42) |

別 紙 1

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| リ 神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町宮山まで<br>平成 24 年 6 月 1 日 | (STA.35+42~STA.50+93.5)   |
| 又 神奈川県高座郡寒川町宮山<br>平成 24 年 6 月 1 日                  | (寒川北IC 料金所部)              |
| ル 神奈川県高座郡寒川町宮山<br>平成 24 年 12 月 1 日                 | (寒川北IC ランプ部)              |
| ヲ 神奈川県高座郡寒川町宮山<br>平成 25 年 1 月 1 日                  | (寒川北IC AC, Bランプ部)         |
| ワ 神奈川県高座郡寒川町宮山<br>平成 25 年 2 月 1 日                  | (寒川北IC AC, B, Dランプ部)      |
| カ 神奈川県高座郡寒川町宮山<br>平成 25 年 2 月 1 日                  | (寒川北IC Eランプ部)             |
| ヨ 神奈川県高座郡寒川町宮山から神奈川県高座郡寒川町倉見まで<br>平成 24 年 7 月 1 日  | (STA.50+93.5~STA.53+78)   |
| タ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで<br>平成 26 年 11 月 1 日 | (STA.53+78~STA.57+15.5)   |
| レ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで<br>平成 26 年 12 月 1 日 | (STA.57+15.5~STA.59+30.5) |

別 紙 1

ソ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで (STA.59+30.5～STA.60+77.5)  
平成 26 年 7 月 1 日

ツ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで (STA.60+77.5～STA.62+24.5)  
平成 26 年 1 月 1 日

ネ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで (STA.62+24.5～STA.66+93)  
平成 23 年 1 月 1 日

ナ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県海老名市門沢橋まで (STA.66+93～STA.72+09)  
平成 22 年 8 月 1 日

ラ 神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで (STA.72+09～STA.73+39)  
平成 23 年 3 月 1 日

ム 神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで (STA.73+39～STA.76+23)  
平成 22 年 8 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 4 月 14 日 (茅ヶ崎JCT～寒川北IC) (供用開始)

平成 27 年 3 月 8 日 (寒川北IC～海老名南JCT) (供用開始)

平成 29 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23,842 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23,842 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道271号(小田原厚木道路)(小田原西IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道271号

(有料道路名 : 小田原厚木道路)

## (2) 工事の箇所

神奈川県小田原市風祭

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道 1号 (小田原箱根道路)	神奈川県小田原市 風祭	平面接続	小田原西IC

(4) 工事予算

67 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 4 年 8 月 18 日

②工事の完成予定年月日   平成 27 年 3 月 21 日 (供用開始)

                                  平成 28 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                   77 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田東JCT)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

## (2) 工事の箇所

愛知県豊田市岩倉町

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

361 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 2 月 13 日(供用開始)  
平成 30 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

423 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

423 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県可児市久々利柿下入会から岐阜県可児郡御嵩町比衣まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県可児市久々利柿下入会 から  
岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで

(ロ) 延 長 5.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	100	5.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	2車線	4車線	付加車線事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

29,710 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 29 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,788 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,099 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県関市下有知から岐阜県関市下有知まで)(改築)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県関市下有知 から  
岐阜県関市下有知 まで

(ロ) 延 長 1.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市下有知 から	100	1.6	
岐阜県関市下有知 まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市下有知 から	2 車線	4 車線	付加車線事業
岐阜県関市下有知 まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員      3.50    メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50    メートル    (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

536 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 12 月 16 日(供用開始)  
平成 28 年 9 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

674 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 674 百万円)(消費税込み)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る  
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

**1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**

(1) 工事予算

57,083 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64,272 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。  
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。  
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中 市是政	都道川崎府 中線及び市 道中央道側 道	東京都府中 市小柳町及 び東京都府 中市是政	立体接続	平成21年9月29日	平成27年3月7日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	2,088百万円	2,296百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	県道湖東三 山インター線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	立体接続	平成21年9月29日	平成25年10月21日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,184百万円	1,349百万円	—	湖東三 山 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本 市島内	市道8087 号線及び市 道豊科353 1号線	長野県松本 市島内及び 長野県安曇 野市豊科高 家	立体接続	平成21年9月29日	平成22年11月27日 (供用開始) 平成23年1月31日 (残事業完成)	494百万円	547百万円	—	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋 市守山区下志 段味	市道守山 パーキングエ リア線	愛知県名古屋 市守山区下 志段味	立体接続	平成21年9月29日	平成30年3月31日	3,265百万円	3,736百万円	—	守山 PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士 吉田市上暮 地	県道富士吉 田西桂線	山梨県富士 吉田市上暮 地	立体接続	平成23年4月28日	平成29年3月31日	3,522百万円	3,742百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津 市上新田	市道0105 号線	静岡県焼津 市上新田	立体接続	平成23年4月28日	平成28年3月12日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	2,845百万円	3,225百万円	—	本線 直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺 市上川崎	市道南砺ス マートイン ター線	富山県南砺 市柴田屋	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,393百万円	1,532百万円	—	本線 直結型

## 別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡 市葵区飯間	市道小瀬戸 飯間線及び 市道飯間本 線	静岡県静岡市 葵区小瀬戸及 び静岡県静岡 市葵区飯間	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	200百万円	208百万円	—	静岡 SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県浜松 市浜北区四 大地	市道浜北灰 木大平1号線 及び市道須 部灰の木線	静岡県浜松市 浜北区四大地 及び静岡県浜 松市北区都田 町	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	223百万円	230百万円	—	浜松 SA
北陸自動車道	富山県砺波 市下中条	市道(仮称) 高岡砺波イン ター線	富山県砺波 市下中条	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	2,026百万円	2,191百万円	—	本線 直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐 市泉町	市道81920号 線、82525号線 及び82526号 線	岐阜県土岐 市泉町	立体接続	平成23年4月28日	平成25年2月28日 (供用開始) 平成25年8月30日 (残事業完成)	475百万円	532百万円	—	五斗蒔 PA
中央自動車道 西宮線	山梨県笛吹 市八代町南	県道313号藤 垓石和線及び 市道4015号 線	山梨県笛吹 市八代町南	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月31日	2,345百万円	2,585百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県沼津 市宮本	市道0118号 線及び市道0 105号線	静岡県沼津 市宮本	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	719百万円	844百万円	—	愛鷹 PA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県周智 郡森町大字 円田	町道遠州森町 PA上り線及び 町道遠州森町 PA下り線	静岡県周智郡 森町大字一宮 及び静岡県周 智郡森町大字 円田	立体接続	平成24年5月17日	平成26年3月29日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	567百万円	632百万円	—	遠州森町 PA

## 別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	滋賀県長浜市小谷丁野町	県道郷野湖北線及び県道丁野虎姫長浜線	滋賀県長浜市湖北町及び滋賀県長浜市小谷丁野町	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月31日	2,399百万円	2,719百万円	—	本線直結型
近畿自動車道名古屋神戸線	三重県鈴鹿市山本町	市道山本65号線	三重県鈴鹿市山本町	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月31日	1,564百万円	1,802百万円	—	鈴鹿PA(仮称)
近畿自動車道敦賀線	福井県敦賀市長谷	市道長谷2号線	福井県敦賀市長谷	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月31日	2,220百万円	2,412百万円	—	本線直結型
中央自動車道富士吉田線	山梨県上野原市大野	市道談合坂サービスエリア線	山梨県上野原市大野	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,599百万円	1,759百万円	—	談合坂SA
中央自動車道西宮線	岐阜県安八郡安八町中	町道南長田坊野1号線	岐阜県安八郡安八町中	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	3,386百万円	4,216百万円	—	本線直結型
中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	町道橋爪1号線及び町道橋爪42号線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	立体接続	平成25年7月5日	平成30年6月30日	763百万円	842百万円	—	養老SA
第一東海自動車道	神奈川県綾瀬市小園	県道藤沢座間厚木	神奈川県綾瀬市小園	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	6,762百万円	7,336百万円	—	本線直結型

## 別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第一東海自動車道	静岡県静岡市駿河区宮川	市道大谷改良区7号線	静岡県静岡市駿河区宮川	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	3,705百万円	4,095百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県浜松市東区有玉西町	市道有玉南初生線及び市道有玉西12号線	静岡県浜松市東区有玉西町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	945百万円	1,074百万円	—	三方原PA
第一東海自動車道	静岡県浜松市西区呉松町	県道引佐舘山寺線及び県道湖東舘山寺線	静岡県浜松市西区呉松町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,670百万円	1,811百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	愛知県豊田市西田町長根山	市道上郷スマートインター1号線及び市道上郷スマートインター2号線	愛知県豊田市永覚新町及び愛知県豊田市西田町外林	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,708百万円	2,047百万円	—	上郷SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県駿東郡小山町大御神	町道3628号線及び町道3984号線	静岡県駿東郡小山町大御神	立体接続	平成25年7月5日	平成33年3月31日	883百万円	1,021百万円	—	小山PA (仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県沼津市根古屋	市道1970号線及び市道1971号線	静岡県沼津市根古屋	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	813百万円	975百万円	—	駿河湾沼津SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県磐田市敷地	市道下野部敷地線	静岡県磐田市敷地	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,807百万円	1,955百万円	—	本線直結型

## 別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	石川県能美市吉原釜屋町	(仮称)市道能美根上スマートインター線	石川県能美市吉原釜屋町	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	1,937百万円	2,250百万円	—	本線直結型
近畿自動車道敦賀線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	町道若狭梅街道線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	1,889百万円	2,161百万円	—	三方五湖PA
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市美山町	市道川口339号線	東京都八王子市美山町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	984百万円	1,168百万円	—	本線直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県岐阜市北野北	市道北野北線	岐阜県岐阜市北野北	立体接続	平成25年7月5日	平成33年3月31日	703百万円	980百万円	—	岐阜PA (仮称)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(西尾張IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東海北陸自動車道

## (2) 工事の箇所

愛知県一宮市大和町

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道岐阜稲沢線	愛知県一宮市 大和町	立体接続	西尾張インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

782 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日       平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

951 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           903 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東海北陸自動車道

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市白鳥町那留 から  
岐阜県高山市清見町夏厩 まで

(ロ) 延 長 40.9 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	80	40.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として白鳥～高鷲2.0m、高鷲～飛驒清見3.0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員                    —   メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—   メートル   (土工部)

—   メートル   (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

106, 508 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- |             |    |     |    |     |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日   | 平成 | 24年 | 5月 | 1日  |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115,636百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 109,854百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)  
(岐阜県関市広見から岐阜県大垣市桜町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県関市広見 から  
岐阜県大垣市桜町 まで

(ロ) 延 長 35.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市広見 から 岐阜県大垣市桜町 まで	100	35.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市広見 から 岐阜県大垣市桜町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員  
 - メートル (土工部)  
 - メートル (橋梁部)

## 別 紙 1

## (又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道418号	岐阜県関市広見	立体接続	関広見インターチェンジ
一般国道256号	岐阜県山県市大字西深瀬	立体接続	高富インターチェンジ(仮称)
都計道岐阜インター線	岐阜県岐阜市大学北	立体接続	岐阜インターチェンジ(仮称)
一般国道157号	岐阜県本巣市上保	立体接続	糸貫インターチェンジ(仮称)
県道 岐阜関ヶ原線	岐阜県安八郡神戸町大字 西座倉	立体接続	大野神戸インターチェンジ(仮称)
一般国道21号及び県道大垣環 状線	岐阜県大垣市桧町	立体接続	大垣西インターチェンジ

## (4) 工事予算

26,464 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 338 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 921 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)  
(岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県養老郡養老町大字飯積 から  
三重県員弁郡東員町大字長深 まで

(ロ) 延 長 34.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	100	34.1	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	2 車線	4 車線	



## 別 紙 1

## (又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町大字 飯積	立体接続	養老ジャンクション
県道 養老平田線	岐阜県養老郡養老町口ヶ島	立体接続	養老インターチェンジ(仮称)
一般国道306号及び一般国道365 号	三重県いなべ市北勢町阿 下喜	立体接続	北勢インターチェンジ(仮称)
一般国道365号	三重県いなべ市大安町高 柳	立体接続	大安インターチェンジ(仮称)
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字 長深	立体接続	東員インターチェンジ

## (4) 工事予算

25,769 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 岐阜県海津市南濃町庭田まで  
平成 31年 4月 1日

ロ 岐阜県海津市南濃町庭田 から 三重県いなべ市北勢町二之瀬 まで  
平成 29年 4月 1日

ハ 三重県いなべ市北勢町二之瀬 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで  
平成 31年 4月 1日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日           平成 33年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,074 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           26,670 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)  
(三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額



別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	100	1.4	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員      3.50   メートル

(リ) 中央帯の標準幅員      4.50   メートル   (土工部)

4.50   メートル   (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字 長深	立体接続	東員インターチェンジ
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2,982 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 三重県員弁郡東員町大字長深  
平成 27 年 1 月 1 日

(東員IC地下通路部)

ロ 三重県員弁郡東員町大字長深  
平成 27 年 4 月 1 日

(東員IC料金所部)

ハ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで  
平成 27 年 4 月 1 日

(東員IC Dランプ部)

ニ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで  
平成 27 年 6 月 1 日

(東員IC Eランプ部)

ホ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで  
平成 27 年 7 月 15 日

(東員IC A・Dランプ部)

ヘ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで  
平成 27 年 4 月 1 日

(上り線:No.18+0.0~No.7+12.0)

別 紙 1

ト 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで (上り線:No.7+12.0~STA. 3+40.0)  
平成 27 年 7 月 15 日

チ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで (下り線:No.18.+0.0~STA. 3+40.0)  
平成 27 年 7 月 15 日

リ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT B・Dランプ)  
平成 27 年 4 月 1 日

ヌ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Dランプ)  
平成 27 年 12 月 1 日

ル 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Dランプ)  
平成 27 年 12 月 1 日

ヲ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Dランプ)  
平成 27 年 12 月 1 日

ワ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Bランプ)  
平成 28 年 9 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、  
会社が、一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日      平成 28 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 146 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額      2, 989 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

## 中央自動車道 富士吉田線

(東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

## (2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都三鷹市北野 から  
東京都世田谷区大蔵 まで

(ロ) 延長 6.4 キロメートル

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	80	6.4	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	6車線	6車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 ———— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

————— メートル (土工部)

————— メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
関越自動車道 新潟線	東京都三鷹市北野	平面接続	本線
中央自動車道 富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	東京都世田谷区大蔵	立体接続	東名ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

303, 679 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区成城  
平成 30 年 10 月 1 日
- ロ 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見  
平成 24 年 5 月 17 日
- ロ' 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見  
平成 30 年 10 月 1 日
- ハ 東京都世田谷区喜多見から東京都世田谷区大蔵  
平成 24 年 5 月 17 日
- ニ 東京都世田谷区喜多見から東京都三鷹市新川  
平成 28 年 3 月 1 日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

340, 102 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 323, 097 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道伊勢線  
(愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 伊勢線

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 愛知県名古屋市中川区島井町 から  
愛知県海部郡飛島村木場 まで

(ロ) 延 長 12.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	60	12.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	4 車線	4 車線	



## 別紙 1

## (ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市中川区島井町	平面接続 及び立体接続	名古屋西ジャンクション
市道高速1号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市中川区島井町	立体接続	名古屋西ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区服部	立体接続	名古屋西ジャンクション南インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区かの里及び愛知県名古屋市港区西蟹田	立体接続	富田インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県名古屋市港区南陽町大字茶屋新田	立体接続	南陽インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷	立体接続	名四西インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション(仮称)
一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション(仮称)

## (4) 工事予算

31,655 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区島井町 まで  
平成 24年 5月 1日

ロ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで  
平成 29年 4月 1日

ハ 愛知県海部郡飛島村木場 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで  
平成 24年 5月 1日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、  
会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日                      平成 31年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 167 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                      32, 459 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(横浜青葉JCT)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第一東海自動車道

## (2) 工事の箇所

神奈川県横浜市青葉区下谷本町

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
横浜市道高速横浜環状北西線 (首都高速道路)	神奈川県横浜市 青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

497 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(甲府中央スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 西宮線

## (2) 工事の箇所

山梨県甲府市大津町

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道29号甲府中央右左口線	山梨県甲府市 大津町	立体接続	甲府中央スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

3,347 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日       平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,725 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(小黒川スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 西宮線

## (2) 工事の箇所

長野県伊那市西町

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道I1683号線、市道I1684号線、 市道I1685号線、市道I1686号線	長野県伊那市西町	立体接続	小黒川スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

807 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日       平成 29 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

908 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(駒ヶ岳スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

中央自動車道 西宮線

## (2) 工事の箇所

長野県駒ヶ根市赤穂

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道1-1105号線及び 市道1-1106号線	長野県駒ヶ根市赤穂	立体接続	駒ヶ岳スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

996 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日       平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,098 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(山北スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道横浜名古屋線

## (2) 工事の箇所

神奈川県足柄上郡山北町川西

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道10号河内川谷戸線	神奈川県足柄上郡 山北町川西	立体接続	山北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

752 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日       平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

855 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PAスマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

## (2) 工事の箇所

神奈川県厚木市山際 から

神奈川県厚木市関口 まで

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道2-46号線及び 市道B-266号線	神奈川県厚木市山際及び 神奈川県厚木市関口	立体接続	厚木PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 275 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日       平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 416 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)(海津スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

岐阜県海津市南濃町志津新田

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)海津34421号線	岐阜県海津市 南濃町志津新田	立体接続	海津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

837 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日       平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

956 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(秦野SAスマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第二東海自動車道横浜名古屋線

## (2) 工事の箇所

神奈川県秦野市横野 から  
神奈川県秦野市戸川 まで

## (3) 工事方法

## (イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道144号線及び市道146号線	神奈川県秦野市横野及び戸川	立体接続	秦野SAスマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

713 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日           平成 27 年 8 月 26 日

②工事の完成予定年月日       平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

808 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額           — 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,467百万円
H 2 3	19,581百万円
H 2 4	31,785百万円
H 2 5	48,923百万円
H 2 6	33,108百万円
H 2 7	107,662百万円
H 2 8	61,379百万円
H 2 9	78,150百万円
H 3 0	57,387百万円
H 3 1	70,829百万円
H 3 2	37,529百万円
H 3 3	37,278百万円
H 3 4	37,529百万円
H 3 5	40,566百万円
H 3 6	76,351百万円
H 3 7	37,860百万円
H 3 8	38,401百万円
H 3 9	38,218百万円
H 4 0	38,229百万円
H 4 1	38,352百万円
H 4 2	39,869百万円
H 4 3	39,028百万円
H 4 4	40,337百万円
H 4 5	38,845百万円
H 4 6	38,934百万円
H 4 7	38,859百万円
H 4 8	38,955百万円
H 4 9	39,245百万円
H 5 0	38,763百万円
H 5 1	38,808百万円
H 5 2	38,821百万円
H 5 3	38,814百万円
H 5 4	38,846百万円
H 5 5	39,221百万円
H 5 6	38,669百万円
H 5 7	38,542百万円
H 5 8	38,546百万円
H 5 9	38,517百万円
H 6 0	38,591百万円
H 6 1	38,408百万円
H 6 2	38,699百万円
H 6 3	38,685百万円
H 6 4	38,735百万円
H 6 5	39,214百万円
H 6 6	38,628百万円
H 6 7	38,482百万円
H 6 8	38,426百万円
H 6 9	38,365百万円
H 7 0	38,437百万円
H 7 1	38,242百万円
H 7 2	4,393百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	81,524百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

## 別紙5

(協定第7条第1項関連)  
(機構法第12条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 無利子貸付けの貸付計画

## 中日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	8百万円
H27	132百万円
H28	563百万円
H29	861百万円
H30	1,148百万円
H31	846百万円
H32	800百万円
H33	0百万円
H34	0百万円
H35	0百万円
H36	0百万円
H37	0百万円
H38	0百万円
H39	0百万円
H40	0百万円
H41	0百万円
H42	0百万円
H43	0百万円
H44	0百万円
H45	0百万円
H46	0百万円
H47	0百万円
H48	0百万円
H49	0百万円
H50	0百万円
H51	0百万円
H52	0百万円
H53	0百万円
H54	0百万円
H55	0百万円
H56	0百万円
H57	0百万円
H58	0百万円
H59	0百万円
H60	0百万円
H61	0百万円
H62	0百万円
H63	0百万円
H64	0百万円
H65	0百万円
H66	0百万円
H67	0百万円
H68	0百万円
H69	0百万円
H70	0百万円
H71	0百万円
H72	0百万円

別紙6を次のとおり改める。

(協定第 9 条第 1 項関連)  
(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

## 道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(472,195百万円) 484,094百万円	(86,431百万円) 74,294百万円	(307,137百万円) 316,083百万円	(81,338百万円) 69,250百万円	(225,799百万円) 246,833百万円
H 1 9	(482,966百万円) 484,615百万円	(96,496百万円) 80,890百万円	(342,904百万円) 344,144百万円	(90,810百万円) 75,398百万円	(252,094百万円) 268,746百万円
H 2 0	(466,881百万円) 456,343百万円	(94,180百万円) 76,802百万円	(334,674百万円) 326,751百万円	(88,630百万円) 71,587百万円	(246,044百万円) 255,164百万円
H 2 1	(355,494百万円) 329,680百万円	(70,563百万円) 54,376百万円	(250,751百万円) 231,341百万円	(66,405百万円) 50,684百万円	(184,346百万円) 180,657百万円
H 2 2	(350,323百万円) 340,782百万円	(69,626百万円) 52,677百万円	(247,421百万円) 224,113百万円	(65,524百万円) 49,100百万円	(181,897百万円) 175,012百万円
H 2 3	(352,605百万円) 355,511百万円	(57,106百万円) 57,620百万円	(242,956百万円) 245,142百万円	(53,229百万円) 53,708百万円	(189,727百万円) 191,434百万円
H 2 4	(346,816百万円) 365,770百万円	(55,233百万円) 58,584百万円	(234,987百万円) 249,243百万円	(51,483百万円) 54,606百万円	(183,504百万円) 194,637百万円
H 2 5	(348,386百万円) 376,626百万円	(44,204百万円) 53,781百万円	(188,066百万円) 228,811百万円	(41,203百万円) 50,130百万円	(146,863百万円) 178,682百万円
H 2 6	(441,426百万円) 496,478百万円	(62,649百万円) 77,803百万円	(266,540百万円) 331,014百万円	(58,396百万円) 72,521百万円	(208,144百万円) 258,492百万円
H 2 7	454,427百万円	63,317百万円	269,384百万円	59,019百万円	210,365百万円
H 2 8	457,325百万円	67,268百万円	286,188百万円	62,700百万円	223,488百万円
H 2 9	478,453百万円	60,492百万円	257,362百万円	56,385百万円	200,977百万円
H 3 0	479,520百万円	60,895百万円	259,078百万円	56,761百万円	202,317百万円
H 3 1	480,740百万円	57,645百万円	245,248百万円	53,731百万円	191,517百万円
H 3 2	479,680百万円	61,129百万円	260,074百万円	56,979百万円	203,095百万円
H 3 3	482,376百万円	62,390百万円	265,440百万円	58,155百万円	207,285百万円
H 3 4	487,193百万円	63,737百万円	271,168百万円	59,410百万円	211,758百万円
H 3 5	491,923百万円	63,971百万円	272,164百万円	59,628百万円	212,536百万円
H 3 6	488,537百万円	56,261百万円	239,363百万円	52,442百万円	186,921百万円
H 3 7	489,010百万円	62,366百万円	265,335百万円	58,132百万円	207,203百万円
H 3 8	488,130百万円	62,490百万円	265,861百万円	58,247百万円	207,614百万円
H 3 9	488,590百万円	62,337百万円	265,209百万円	58,104百万円	207,105百万円
H 4 0	486,012百万円	60,412百万円	257,024百万円	56,311百万円	200,713百万円
H 4 1	484,732百万円	67,200百万円	285,903百万円	62,638百万円	223,265百万円
H 4 2	483,449百万円	78,284百万円	333,059百万円	72,969百万円	260,090百万円
H 4 3	480,654百万円	77,939百万円	331,589百万円	72,647百万円	258,942百万円
H 4 4	474,430百万円	76,608百万円	325,925百万円	71,406百万円	254,519百万円
H 4 5	469,657百万円	76,028百万円	323,459百万円	70,866百万円	252,593百万円
H 4 6	465,524百万円	75,281百万円	320,283百万円	70,170百万円	250,113百万円
H 4 7	462,890百万円	74,829百万円	318,360百万円	69,749百万円	248,611百万円
H 4 8	457,246百万円	73,815百万円	314,044百万円	68,803百万円	245,241百万円
H 4 9	453,359百万円	73,077百万円	310,903百万円	68,115百万円	242,788百万円
H 5 0	449,388百万円	72,460百万円	308,281百万円	67,541百万円	240,740百万円
H 5 1	446,477百万円	71,937百万円	306,056百万円	67,053百万円	239,003百万円
H 5 2	440,360百万円	70,854百万円	301,449百万円	66,044百万円	235,405百万円
H 5 3	436,229百万円	70,125百万円	298,347百万円	65,364百万円	232,983百万円
H 5 4	432,596百万円	69,478百万円	295,592百万円	64,761百万円	230,831百万円
H 5 5	430,118百万円	68,974百万円	293,447百万円	64,291百万円	229,156百万円
H 5 6	424,578百万円	68,092百万円	289,696百万円	63,469百万円	226,227百万円
H 5 7	419,976百万円	67,301百万円	286,332百万円	62,732百万円	223,600百万円
H 5 8	415,948百万円	66,589百万円	283,300百万円	62,068百万円	221,232百万円
H 5 9	413,439百万円	66,150百万円	281,435百万円	61,659百万円	219,776百万円
H 6 0	408,141百万円	65,201百万円	277,396百万円	60,774百万円	216,622百万円
H 6 1	404,499百万円	64,589百万円	274,794百万円	60,204百万円	214,590百万円
H 6 2	399,905百万円	63,726百万円	271,123百万円	59,400百万円	211,723百万円
H 6 3	397,053百万円	63,225百万円	268,988百万円	58,932百万円	210,056百万円
H 6 4	391,667百万円	62,264百万円	264,902百万円	58,037百万円	206,865百万円
H 6 5	387,201百万円	61,390百万円	261,183百万円	57,222百万円	203,961百万円
H 6 6	382,736百万円	60,704百万円	258,266百万円	56,583百万円	201,683百万円
H 6 7	379,480百万円	60,155百万円	255,928百万円	56,071百万円	199,857百万円
H 6 8	374,299百万円	59,249百万円	252,075百万円	55,227百万円	196,848百万円
H 6 9	370,254百万円	58,545百万円	249,079百万円	54,570百万円	194,509百万円
H 7 0	366,351百万円	57,843百万円	246,090百万円	53,915百万円	192,175百万円
H 7 1	341,334百万円	53,456百万円	227,426百万円	49,826百万円	177,600百万円
H 7 2	19,112百万円	2,589百万円	11,014百万円	2,413百万円	8,601百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までの上段( )内は、計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(589,562百万円) 607,357百万円
H 1 9	(599,122百万円) 606,762百万円
H 2 0	(585,472百万円) 569,080百万円
H 2 1	(477,225百万円) 446,639百万円
H 2 2	(475,906百万円) 461,606百万円
H 2 3	(474,594百万円) 482,245百万円
H 2 4	(476,380百万円) 500,097百万円
H 2 5	(480,109百万円) 513,150百万円
H 2 6	(579,896百万円) 640,747百万円
H 2 7	599,015百万円
H 2 8	611,138百万円
H 2 9	632,742百万円
H 3 0	634,399百万円
H 3 1	638,058百万円
H 3 2	637,575百万円
H 3 3	639,531百万円
H 3 4	643,104百万円
H 3 5	647,330百万円
H 3 6	643,602百万円
H 3 7	641,946百万円
H 3 8	640,737百万円
H 3 9	641,270百万円
H 4 0	638,314百万円
H 4 1	637,106百万円
H 4 2	635,894百万円
H 4 3	633,267百万円
H 4 4	627,190百万円
H 4 5	622,836百万円
H 4 6	618,481百万円
H 4 7	615,801百万円
H 4 8	609,771百万円
H 4 9	605,417百万円
H 5 0	601,064百万円
H 5 1	598,340百万円
H 5 2	592,357百万円
H 5 3	588,003百万円
H 5 4	583,653百万円
H 5 5	580,880百万円
H 5 6	574,945百万円
H 5 7	570,594百万円
H 5 8	566,242百万円
H 5 9	563,423百万円
H 6 0	557,538百万円
H 6 1	553,187百万円
H 6 2	548,831百万円
H 6 3	545,999百万円
H 6 4	540,237百万円
H 6 5	535,990百万円
H 6 6	531,777百万円
H 6 7	529,034百万円
H 6 8	523,452百万円
H 6 9	519,339百万円
H 7 0	515,258百万円
H 7 1	512,600百万円
H 7 2	58,895百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

## 料金の額及びその徴収期間

# 1. 料金の額

## (1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、口の区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表の恵那山特別区間及び飛騨特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動車料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」という。)が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器で利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ)。

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ)。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ)。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ)。

(注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インタ

一チェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛驒特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛驒清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

- ロ) 利用1回に対して課する固定額部分  
 利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

- A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。
- B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号（伊勢湾岸道路）（以下「伊勢湾岸道路」という。）、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）又は一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）（以下「東海環状自動車道」という。）が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジ間の高速国道のキロ程を通算したものととする。
- C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものととする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1)、恵那山特別区間 (n2) 又は飛驒特別区間 (n3) のキロ程 (単位：キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'n : 大都市近郊区間 (n1)、恵那山特別区間 (n2) 又は飛驒特別区間 (n3) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

ハ) 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。）を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金の額の特例

- A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間（別添4の(B)に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ) からハ) までの規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額（単位：円）に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種（以下「下位車種」という。）の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B 中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

(A) ETC車の場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からニ) Aに定める方法により算出した額と次表の額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額との合算額とする。この措置による額が、イ) からハ) に基づく料金の額を上回る場合は、この措置は適用しない。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	472.222	574.074	666.667	953.704	1,574.074

ただし、当該区間の一部又は全部、次表の a に掲げる道路及び b に掲げる道路を連続して通行する場合、この措置は適用しない。

なお、ただし書きにおいて、c に掲げる道路の各インターチェンジを流出し、中日本高速道路株式会社が別に定める時間内に d に掲げる道路の各インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

a
中央自動車道富士吉田線の東名ジャンクションから中央ジャンクションまで、東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで、関越自動車道新潟線の中央ジャンクションから大泉インターチェンジまで、常磐自動車道の川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで及び東関東自動車道水戸線の三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間(以下「東京外環自動車道」という。)
首都高速道路株式会社が管理する道路

b
中央自動車道富士吉田線(東名ジャンクションから中央ジャンクションまでの区間を除く。)
第一東海自動車道(東京インターチェンジから東名ジャンクションまでの区間を除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線(大泉インターチェンジから川口ジャンクションまでの区間を除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線(中央ジャンクションから大泉インターチェンジまでの区間を除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道(川口ジャンクションから三郷インターチェンジまでの区間を除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線(三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間を除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号及び16号(横浜新道)
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)(篠崎インターチェンジから京葉ジャンクションまでの区間を除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)(以下「横浜横須賀道路」という。)
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道466号(第三京浜道路)

c
中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間
第一東海自動車道の東京インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する道路
首都高速道路株式会社が管理する道路

d
中日本高速道路株式会社が管理する道路(中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の各インターチェンジを流出する場合には、当該区間の各インターチェンジを除く。)
東日本高速道路株式会社が管理する道路
首都高速道路株式会社が管理する道路

(B) ETC車以外の自動車の場合

イ) からハ) の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	759.293	911.616	1,063.939	1,406.666	2,244.444

ロ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、東京外環自動車道並びに近畿自動車道名古屋亀山線及び近畿自動車道伊勢線(飛島ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまで)(以下「名古屋環状2号線」という。)とし、各区間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)のとおりとする。

(イ) 東京外環自動車道の各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

外回り(各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合(東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
高谷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—
中央ジャンクション・東八道路	301.142	338.928	376.714	461.731	669.552

ただし、ETC車の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次のイ)又はロ)に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

イ) 東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

縦自動車等

車名 シヤクシヤ	中央シヤクシヤ シヤクシヤ 東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	養女木 シヤクシヤ	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 シヤクシヤ	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川南	原菜 シヤクシヤ	高谷 シヤクシヤ	
	301,142	-	530,772	606,344	655,937	705,531	726,785	-	-	782,209	-	782,209	-	873,204	990,730	990,730	-	990,730	-	990,730	960,730	960,730

普通車

車名 シヤクシヤ	中央シヤクシヤ シヤクシヤ 東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	養女木 シヤクシヤ	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 シヤクシヤ	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川南	原菜 シヤクシヤ	高谷 シヤクシヤ	
	303,928	-	638,224	722,688	784,660	846,672	873,240	-	-	950,446	-	950,446	-	1,098,190	1,200,912	1,200,912	-	1,200,912	-	1,200,912	1,200,912	1,200,912

中型車

車名 シヤクシヤ	中央シヤクシヤ シヤクシヤ 東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	養女木 シヤクシヤ	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 シヤクシヤ	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川南	原菜 シヤクシヤ	高谷 シヤクシヤ	
	376,714	-	723,869	837,226	911,616	988,006	1,077,889	-	-	1,147,843	-	1,147,843	-	1,314,638	1,411,084	1,411,084	-	1,411,084	-	1,411,084	1,411,084	1,411,084

大型車

車名 シヤクシヤ	中央シヤクシヤ シヤクシヤ 東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	養女木 シヤクシヤ	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 シヤクシヤ	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川南	原菜 シヤクシヤ	高谷 シヤクシヤ	
	461,731	-	939,070	1,094,935	1,197,222	1,299,509	1,343,346	-	-	1,594,528	-	1,594,528	-	1,823,553	1,884,005	1,884,005	-	1,884,005	-	1,884,005	1,884,005	1,884,005

特大車

車名 シヤクシヤ	中央シヤクシヤ シヤクシヤ 東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	養女木 シヤクシヤ	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 シヤクシヤ	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川南	原菜 シヤクシヤ	高谷 シヤクシヤ	
	669,552	-	1,465,116	1,724,892	1,895,370	2,065,846	2,138,910	-	-	2,509,560	-	2,509,560	-	2,891,106	3,040,008	3,040,008	-	3,040,008	-	3,040,008	3,040,008	3,040,008

ロ) 東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

軽自動車等

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	990.730	865.565	773.462	697.891

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	990.730

普通車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	1,200.912	1,044.456	929.328	834.864

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	1,200.912

中型車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	1,411.094	1,223.347	1,085.194	971.837

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	1,411.094

大型車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	1,884.005	1,625.852	1,435.891	1,280.026

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	1,884.005

特大車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	3,040.008	2,609.754	2,293.152	2,033.376

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	3,040.008

(口) 名古屋環状2号線の各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

イ) 近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日の前日まで

外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋西ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大治南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
甚目寺南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲東インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
山田西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
小幡インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
引山インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
本郷インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
上社南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
高針ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
植田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
鳴海インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
有松インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

内回り（名古屋南ジャンクション方面から名古屋西ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
有松インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
鳴海インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
植田インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
高針ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
本郷インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
上社インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大森インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
松河戸インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
山田西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
平田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲東インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
甚目寺北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大治北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

ロ) 近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日から

外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
飛島ジャンクション	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
名四西インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
南陽インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
富田インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
名古屋西ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大治南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
甚目寺南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲東インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
山田西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
小幡インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
引山インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
本郷インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
名古屋インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
上社南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
高針ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
植田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
鳴海インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
有松インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

内回り（名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
有松インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
鳴海インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
植田インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
高針ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
名古屋インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
本郷インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
上社インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大森インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
松河戸インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
山田西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
平田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲東インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
甚目寺北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大治北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション 南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
富田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
南陽インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名四西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

②本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（14）から（20）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道1号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）及び首都圏中央連絡自動車道

（イ）新湘南バイパスの各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。ただし、ETC車は除く。

区間 \ 車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎ジャンクション	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎西	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎ジャンクション～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
平塚～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136

（注）供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

（ロ）首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

ただし、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションと各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額はETC車以外の自動車に限り適用する。







(ハ) 新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。ただし、ETC車以外の自動車は除く。

軽自動車等

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	397,968	314,093
					茅ヶ崎中央	272,803	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	
			茅ヶ崎西	—	74,074	272,803	—	208,334	227,894
		茅ヶ崎海岸	—	—	148,148	342,593	—	282,408	251,510
	平塚	—	—	—	—	—	—	—	
大磯	272,803	—	—	—	342,593	537,037	—	443,626	359,750

普通車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	459,960	392,616
					茅ヶ崎中央	282,408	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	
			茅ヶ崎西	—	92,593	282,408	—	328,704	284,868
		茅ヶ崎海岸	—	—	180,556	375,000	—	381,732	314,388
	平塚	—	—	—	—	—	—	—	
大磯	282,408	—	—	—	375,000	569,445	—	517,032	449,688

中型車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	521,952	471,139
					茅ヶ崎中央	319,445	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	
			茅ヶ崎西	—	111,111	319,445	—	347,223	341,842
		茅ヶ崎海岸	—	—	217,593	430,556	—	428,078	377,266
		平塚	—	—	—	—	—	—	—
大磯	319,445	—	—	—	430,556	643,519	—	590,438	539,626

大型車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	661,434	647,816
					茅ヶ崎中央	403,282	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	
			茅ヶ崎西	—	138,889	403,282	—	467,593	470,032
		茅ヶ崎海岸	—	—	277,778	546,296	—	532,358	518,740
		平塚	—	—	—	—	—	—	—
大磯	403,282	—	—	—	546,296	814,815	—	755,603	741,985

特大車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	1,002,390	1,079,694
					茅ヶ崎中央	572,136	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	
			茅ヶ崎西	—	240,741	572,136	—	706,083	783,387
		茅ヶ崎海岸	—	—	481,481	814,815	—	787,263	864,567
		平塚	—	—	—	—	—	—	—
大磯	572,136	—	—	—	814,815	1,148,148	—	1,159,338	1,236,642

- ロ 一般国道1号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金所 \ 車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橘	200.000	242.719	291.263	388.350	679.612
国府津	100.000	150.000	194.175	242.719	388.350
石橋	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

- ハ 一般国道138号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区間 \ 車種	普通車	大型車	特大車
A区間	495.239	742.858	1,800.000
B区間	504.855	757.282	1,800.000

（注1）A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注2）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

ニ 一般国道271号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区 間 \ 車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A 区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331
B 区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331

（注） A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

ホ 伊勢湾岸道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

（イ） 軽自動車等

			飛 島
		名 港 中 央	238.096
		名 港 潮 見	476.191
東 海	190.477	428.572	666.667

（ロ） 普通車

			飛 島
		名 港 中 央	285.715
		名 港 潮 見	571.429
東 海	238.096	523.810	809.524

（ハ） 中型車

			飛 島
		名 港 中 央	333.334
		名 港 潮 見	714.286
東 海	285.715	666.667	952.381

（ニ） 大型車

			飛 島
		名 港 中 央	428.572
		名 港 潮 見	952.381
東 海	380.953	904.762	1,333.334

（ホ） 特大車

			飛 島
		名 港 中 央	714.286
		名 港 潮 見	1,619.048
東 海	619.048	1,523.810	2,238.096

へ 東海環状自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額（以下「東海環状自動車道の消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。









(木) 特大車

豊田東 ジャンクション	314,815	592,593	907,408	1,444,445	2,166,667	3,442,593	5,000,000	7,177,778	9,740,741	12,888,889	15,925,926	18,963,000	21,999,999	25,037,037	28,074,074	31,111,111	34,148,148	37,185,185	40,222,222	43,259,259	46,296,296	49,333,333	52,370,370	55,407,407	58,444,444	61,481,481	64,518,518	67,555,555	70,592,592	73,629,629	76,666,666	79,703,703	82,740,740	85,777,777	88,814,814	91,851,851	94,888,888	97,925,925	100,963,000	103,999,999	107,037,037	110,074,074	113,111,111	116,148,148	119,185,185	122,222,222	125,259,259	128,296,296	131,333,333	134,370,370	137,407,407	140,444,444	143,481,481	146,518,518	149,555,555	152,592,592	155,629,629	158,666,666	161,703,703	164,740,740	167,777,777	170,814,814	173,851,851	176,888,888	179,925,925	182,963,000	185,999,999	189,037,037	192,074,074	195,111,111	198,148,148	201,185,185	204,222,222	207,259,259	210,296,296	213,333,333	216,370,370	219,407,407	222,444,444	225,481,481	228,518,518	231,555,555	234,592,592	237,629,629	240,666,666	243,703,703	246,740,740	249,777,777	252,814,814	255,851,851	258,888,888	261,925,925	264,963,000	267,999,999	271,037,037	274,074,074	277,111,111	280,148,148	283,185,185	286,222,222	289,259,259	292,296,296	295,333,333	298,370,370	301,407,407	304,444,444	307,481,481	310,518,518	313,555,555	316,592,592	319,629,629	322,666,666	325,703,703	328,740,740	331,777,777	334,814,814	337,851,851	340,888,888	343,925,925	346,963,000	349,999,999	353,037,037	356,074,074	359,111,111	362,148,148	365,185,185	368,222,222	371,259,259	374,296,296	377,333,333	380,370,370	383,407,407	386,444,444	389,481,481	392,518,518	395,555,555	398,592,592	401,629,629	404,666,666	407,703,703	410,740,740	413,777,777	416,814,814	419,851,851	422,888,888	425,925,925	428,963,000	431,999,999	435,037,037	438,074,074	441,111,111	444,148,148	447,185,185	450,222,222	453,259,259	456,296,296	459,333,333	462,370,370	465,407,407	468,444,444	471,481,481	474,518,518	477,555,555	480,592,592	483,629,629	486,666,666	489,703,703	492,740,740	495,777,777	498,814,814	501,851,851	504,888,888	507,925,925	510,963,000	513,999,999	517,037,037	520,074,074	523,111,111	526,148,148	529,185,185	532,222,222	535,259,259	538,296,296	541,333,333	544,370,370	547,407,407	550,444,444	553,481,481	556,518,518	559,555,555	562,592,592	565,629,629	568,666,666	571,703,703	574,740,740	577,777,777	580,814,814	583,851,851	586,888,888	589,925,925	592,963,000	595,999,999	599,037,037	602,074,074	605,111,111	608,148,148	611,185,185	614,222,222	617,259,259	620,296,296	623,333,333	626,370,370	629,407,407	632,444,444	635,481,481	638,518,518	641,555,555	644,592,592	647,629,629	650,666,666	653,703,703	656,740,740	659,777,777	662,814,814	665,851,851	668,888,888	671,925,925	674,963,000	677,999,999	681,037,037	684,074,074	687,111,111	690,148,148	693,185,185	696,222,222	699,259,259	702,296,296	705,333,333	708,370,370	711,407,407	714,444,444	717,481,481	720,518,518	723,555,555	726,592,592	729,629,629	732,666,666	735,703,703	738,740,740	741,777,777	744,814,814	747,851,851	750,888,888	753,925,925	756,963,000	759,999,999	763,037,037	766,074,074	769,111,111	772,148,148	775,185,185	778,222,222	781,259,259	784,296,296	787,333,333	790,370,370	793,407,407	796,444,444	799,481,481	802,518,518	805,555,555	808,592,592	811,629,629	814,666,666	817,703,703	820,740,740	823,777,777	826,814,814	829,851,851	832,888,888	835,925,925	838,963,000	841,999,999	845,037,037	848,074,074	851,111,111	854,148,148	857,185,185	860,222,222	863,259,259	866,296,296	869,333,333	872,370,370	875,407,407	878,444,444	881,481,481	884,518,518	887,555,555	890,592,592	893,629,629	896,666,666	899,703,703	902,740,740	905,777,777	908,814,814	911,851,851	914,888,888	917,925,925	920,963,000	923,999,999	927,037,037	930,074,074	933,111,111	936,148,148	939,185,185	942,222,222	945,259,259	948,296,296	951,333,333	954,370,370	957,407,407	960,444,444	963,481,481	966,518,518	969,555,555	972,592,592	975,629,629	978,666,666	981,703,703	984,740,740	987,777,777	990,814,814	993,851,851	996,888,888	999,925,925	1002,963,000	1005,999,999	1009,037,037	1012,074,074	1015,111,111	1018,148,148	1021,185,185	1024,222,222	1027,259,259	1030,296,296	1033,333,333	1036,370,370	1039,407,407	1042,444,444	1045,481,481	1048,518,518	1051,555,555	1054,592,592	1057,629,629	1060,666,666	1063,703,703	1066,740,740	1069,777,777	1072,814,814	1075,851,851	1078,888,888	1081,925,925	1084,963,000	1087,999,999	1091,037,037	1094,074,074	1097,111,111	1100,148,148	1103,185,185	1106,222,222	1109,259,259	1112,296,296	1115,333,333	1118,370,370	1121,407,407	1124,444,444	1127,481,481	1130,518,518	1133,555,555	1136,592,592	1139,629,629	1142,666,666	1145,703,703	1148,740,740	1151,777,777	1154,814,814	1157,851,851	1160,888,888	1163,925,925	1166,963,000	1169,999,999	1173,037,037	1176,074,074	1179,111,111	1182,148,148	1185,185,185	1188,222,222	1191,259,259	1194,296,296	1197,333,333	1200,370,370	1203,407,407	1206,444,444	1209,481,481	1212,518,518	1215,555,555	1218,592,592	1221,629,629	1224,666,666	1227,703,703	1230,740,740	1233,777,777	1236,814,814	1239,851,851	1242,888,888	1245,925,925	1248,963,000	1251,999,999	1255,037,037	1258,074,074	1261,111,111	1264,148,148	1267,185,185	1270,222,222	1273,259,259	1276,296,296	1279,333,333	1282,370,370	1285,407,407	1288,444,444	1291,481,481	1294,518,518	1297,555,555	1300,592,592	1303,629,629	1306,666,666	1309,703,703	1312,740,740	1315,777,777	1318,814,814	1321,851,851	1324,888,888	1327,925,925	1330,963,000	1333,999,999	1337,037,037	1340,074,074	1343,111,111	1346,148,148	1349,185,185	1352,222,222	1355,259,259	1358,296,296	1361,333,333	1364,370,370	1367,407,407	1370,444,444	1373,481,481	1376,518,518	1379,555,555	1382,592,592	1385,629,629	1388,666,666	1391,703,703	1394,740,740	1397,777,777	1400,814,814	1403,851,851	1406,888,888	1409,925,925	1412,963,000	1415,999,999	1419,037,037	1422,074,074	1425,111,111	1428,148,148	1431,185,185	1434,222,222	1437,259,259	1440,296,296	1443,333,333	1446,370,370	1449,407,407	1452,444,444	1455,481,481	1458,518,518	1461,555,555	1464,592,592	1467,629,629	1470,666,666	1473,703,703	1476,740,740	1479,777,777	1482,814,814	1485,851,851	1488,888,888	1491,925,925	1494,963,000	1497,999,999	1501,037,037	1504,074,074	1507,111,111	1510,148,148	1513,185,185	1516,222,222	1519,259,259	1522,296,296	1525,333,333	1528,370,370	1531,407,407	1534,444,444	1537,481,481	1540,518,518	1543,555,555	1546,592,592	1549,629,629	1552,666,666	1555,703,703	1558,740,740	1561,777,777	1564,814,814	1567,851,851	1570,888,888	1573,925,925	1576,963,000	1579,999,999	1583,037,037	1586,074,074	1589,111,111	1592,148,148	1595,185,185	1598,222,222	1601,259,259	1604,296,296	1607,333,333	1610,370,370	1613,407,407	1616,444,444	1619,481,481	1622,518,518	1625,555,555	1628,592,592	1631,629,629	1634,666,666	1637,703,703	1640,740,740	1643,777,777	1646,814,814	1649,851,851	1652,888,888	1655,925,925	1658,963,000	1661,999,999	1665,037,037	1668,074,074	1671,111,111	1674,148,148	1677,185,185	1680,222,222	1683,259,259	1686,296,296	1689,333,333	1692,370,370	1695,407,407	1698,444,444	1701,481,481	1704,518,518	1707,555,555	1710,592,592	1713,629,629	1716,666,666	1719,703,703	1722,740,740	1725,777,777	1728,814,814	1731,851,851	1734,888,888	1737,925,925	1740,963,000	1743,999,999	1747,037,037	1750,074,074	1753,111,111	1756,148,148	1759,185,185	1762,222,222	1765,259,259	1768,296,296	1771,333,333	1774,370,370	1777,407,407	1780,444,444	1783,481,481	1786,518,518	1789,555,555	1792,592,592	1795,629,629	1798,666,666	1801,703,703	1804,740,740	1807,777,777	1810,814,814	1813,851,851	1816,888,888	1819,925,925	1822,963,000	1825,999,999	1829,037,037	1832,074,074	1835,111,111	1838,148,148	1841,185,185	1844,222,222	1847,259,259	1850,296,296	1853,333,333	1856,370,370	1859,407,407	1862,444,444	1865,481,481	1868,518,518	1871,555,555	1874,592,592	1877,629,629	1880,666,666	1883,703,703	1886,740,740	1889,777,777	1892,814,814	1895,851,851	1898,888,888	1901,925,925	1904,963,000	1907,999,999	1911,037,037	1914,074,074	1917,111,111	1920,148,148	1923,185,185	1926,222,222	1929,259,259	1932,296,296	1935,333,333	1938,370,370	1941,407,407	1944,444,444	1947,481,481	1950,518,518	1953,555,555	1956,592,592	1959,629,629	1962,666,666	1965,703,703	1968,740,740	1971,777,777	1974,814,814	1977,851,851	1980,888,888	1983,925,925	1986,963,000	1989,999,999	1993,037,037	1996,074,074	1999,111,111	2002,148,148	2005,185,185	2008,222,222	2011,259,259	2014,296,296	2017,333,333	2020,370,370	2023,407,407	2026,444,444	2029,481,481	2032,518,518	2035,555,555	2038,592,592	2041,629,629	2044,666,666	2047,703,703	2050,740,740	2053,777,777	2056,814,814	2059,851,851	2062,888,888	2065,925,925	2068,963,000	2071,999,999	2075,037,037	2078,074,074	2081,111,111	2084,148,148	2087,185,185	2090,222,222	2093,259,259	2096,296,296	2099,333,333	2102,370,370	2105,407,407	2108,444,444	2111,481,481	2114,518,518	2117,555,555	2120,592,592	21
----------------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	----

### ③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合には、①イ（ハ）又は②への規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。
- ロ 別添4の（A）に掲げるインターチェンジ相互間又は一般有料道路（②イ及びへを除く。）のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ（ハ）ニ）又は②に定める方法により算出した額と、平成26年3月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。
- ハ 名古屋環状2号線の普通車の料金のうち、料金の額が620円となる区間については、①ロ（ロ）の規定にかかわらず、610円を適用するものとする。

### ④料金算定の特例

#### イ 複数経路の場合

（イ）インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路（以下「倍超経路」という。）を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額（（2）⑥、⑨又は⑩に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額）のうち最も低い額とする。  
なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

（ロ）甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下（ロ）において同じ。）に、次表の（A）に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路（ただし、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。）（以下「東京外環自動車道経路」という。）又は次表の（B）に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路（以下「首都高速道路経路」という。）があり通行する場合（ETC車に限る。ただし、新倉PAで転回する場合を除く。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ）からハ）までに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、当該経路における甲インターチェンジと（A）若しくは（B）に掲げる接続部の間又は（A）若しくは（B）に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合を除く。また、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合は、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とする。

（各経路毎の距離比は別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。）

なお、イ）からハ）までに掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路（東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。）の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

①、②、③及び④イ（イ）に定める方法により算出（（2）③から⑥まで、⑨から⑩まで又は⑭で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

①、②、③及び④イ（イ）に定める方法により算出（（2）③から⑥まで、⑨から⑩まで又は⑭で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと（A）に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額、①ロ（イ）に定める料金の額及び（A）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ（イ）に定める方法により算出（（2）③から⑥まで、⑨から⑩まで又は⑭で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと（B）に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ロ（イ）に定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31

年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(上限料金の引き下げに係る割引に限る。)を適用して算出した額並びに(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

(A)
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と第一東海自動車道との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線との接続部

(B)
中央自動車道富士吉田線と都道首都高速4号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速3号線との接続部
東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部
京葉道路と都道首都高速7号線との接続部(ただし、京葉道路のうち京葉ジャンクションから宮野木ジャンクションまでの区間の一部又は全部を通行する場合を除く。)

- イ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合  
首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。
- ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合  
東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。
- ハ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合  
首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A : ①イ (ハ) イ) Cのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出した額(単位:円)

P : 伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道の料金の額(単位:円)

C : 周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、新湘南バイパス(ETC車で新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで)を連続して走行する場合に限る。)、東京外環自動車道(ETC車で走行する場合に限る。)、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインタ

ーチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合には、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

#### ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

## （2）割引制度

### ①マイレージ割引

#### イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

#### ロ 割引率等

##### （イ）ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントの中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

##### （ロ）ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを支給し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道においては、ETC2.0車）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

上記にいう「ETC2.0車」は、ETC車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるETC2.0車載器D SRC部使用規程第1条に規定する車載器D SRC部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.（1）に規定する車載器のID付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間（中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成29年3月31日までの間は、ETC2.0車に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ) 新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路、横浜横須賀道路のうち釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間、一般国道126号（千葉東金道路）のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間及び東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「京葉道路等」という。）における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
-------	-----

5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ) 新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（京葉道路等の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（京葉道路等の1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。

③深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、D若しくはF（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下④において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間、恵那山特別区間及び飛騨特別区間のキロ程と別添6のうちA又はFに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状2号線又は別添6のうちA、D若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$100 - W$  (単位: パーセント)

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Y: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Z: 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

上記X、Y、Zは、(1)②イ(ロ)(ハ)の規定に関わらず、次表の額(単位: 円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする(以下④から⑥までにおいて同じ)。

軽自動車等

		寒川北	海老名南 ジャンクション
茅ヶ崎 ジャンクション		120,442	186,566
茅ヶ崎西	41,328	208,334	227,894
茅ヶ崎海岸	64,944	282,408	251,510
大磯	173,184	443,626	359,750

普通車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
茅ヶ崎 ジャンクション		150,552	233,208
茅ヶ崎西	51,660	328,704	284,868
茅ヶ崎海岸	81,180	381,732	314,388
大磯	216,480	517,032	449,688

中型車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
茅ヶ崎 ジャンクション		180,662	279,850
茅ヶ崎西	61,992	347,223	341,842
茅ヶ崎海岸	97,416	428,078	377,266
大磯	259,776	590,438	539,626

大型車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
茅ヶ崎 ジャンクション		248,411	384,793
茅ヶ崎西	85,239	467,593	470,032
茅ヶ崎海岸	133,947	532,358	518,740
大磯	357,192	755,603	741,985

特大車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
	茅ヶ崎 ジャンクション	414,018	641,322
茅ヶ崎西	142,065	706,083	783,387
茅ヶ崎海岸	223,245	787,263	864,567
大磯	595,320	1159,338	1236,642

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 別添6のうちA又はFに掲げる高速道路のキロ程 (単位: キロメートル)

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Y : 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P' : 別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Y: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Z: 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)。

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)。

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)。

P : 別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P' : 別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)。

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)。

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Y: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Z: 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

⑤平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、D若しくはF（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下⑤において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみ通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合（ただし「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引（コーポレート契約）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり算出する。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状2号線又は別添6のうちA、D若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が存在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡

自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$  又は  $P \times (1 - W \div 100)$  の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

t：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の  $P \times (1 - W \div 100) + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）

算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式において $a$ 、 $d$ 、 $L$ 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 $P$ 、 $P'$ 、 $R$ 、 $R' 1$ 、 $R' 2$ 及び $t$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a$  : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

$d$  : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

$L$  : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$L' 1$  : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$L' 2$  : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$P$  : 別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

$P'$  : 別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

$R$  : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$R' 1$  : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$R' 2$  : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$t$  : 消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注)上記式において $X$ 、 $Y$ 、 $Z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$X$  : 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

$Y$  : 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

$Z$  : 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

## ⑥休日割引

### イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)に高速国道、新湘南バイパス(走行する区間に新湘南バイパスの藤沢インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合を除く。以下⑥において同じ。)又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行する(大都市近郊区間のみ)の通行又は東京外環自動車道の通行を除く。)ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

### ロ 割引率等

#### (イ) 普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)、区間料金制区間、新湘南バイパス並びに別添6のうちA、Dに掲げる高速道路の通行料金の適用に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)、区間料金制区間、新湘南バイパス又は別添6のうちA、Dに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注)上記式において $W$ 、 $X$ 、 $Y$ 、 $Z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$W$  : 30

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出された額とする。

$$(a \times ((LR + L' 1R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L' 1R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$  又は  $P \times (1 - W \div 100)$  の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L' 1、L' 2、P、P'、R、R' 1、R' 2、W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L' 1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L' 2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちB C及びEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R' 1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R' 2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：30

t：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が存在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の  $P \times (1 - W \div 100) + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X、Y、Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ハ 新湘南バイパス等の料金算定の特例

休日割引における、次表の（Ａ）に掲げる新湘南バイパスの各インターチェンジと高速国道又は首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ及びロの規定にかかわらず次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間 （Ａ）	額（単位：円）（Ｂ）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藤沢から寒川北まで	342.593	444.444	—	—	—
藤沢から海老名まで	537.037	—	—	—	—
藤沢から横浜町田まで	824.074	—	—	—	—
藤沢から横浜青葉まで	981.481	—	—	—	—
藤沢から東名川崎まで	1,111.111	—	—	—	—
藤沢から東京まで	1,287.037	—	—	—	—
藤沢から厚木まで	518.519	—	—	—	—
茅ヶ崎西から海老名まで	398.148	509.259	—	—	—
茅ヶ崎西から圏央厚木まで	537.037	—	—	—	—
茅ヶ崎西から横浜町田まで	685.185	870.370	—	—	—
茅ヶ崎西から横浜青葉まで	842.593	1,064.815	—	—	—
茅ヶ崎西から東名川崎まで	972.222	1,231.481	—	—	—
茅ヶ崎西から東京まで	1,148.148	1,453.704	—	—	—
茅ヶ崎西から厚木まで	379.630	481.481	—	—	—

⑦東京外環自動車道迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の（Ａ）に掲げる道路、（Ｂ）に掲げる東京外環自動車道の区間及び（Ｃ）に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するＥＴＣ車（ただし、新倉ＰＡで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するＥＴＣ車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを１回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)
1	中央自動車道富士吉田線	東名ジャンクションから中央ジャンクションまで	都道首都高速 3 号線
2	第一東海自動車道	東名ジャンクションから中央ジャンクションまで	都道首都高速 4 号線
3	東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線	東名ジャンクションから大泉インターチェンジまで	都道首都高速 3 号線

ロ 割引額等

（イ）イの表中（３を除く。）（Ｂ）に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

（ロ）イの表中３（Ｂ）に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間当該インターチェンジ相互間の割引後の料金の額は中央ジャンクションと大泉インターチェンジ相互間の料金の額とする。

ハ 対象インターチェンジ

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速 1 号線の宝町インターチェンジ及び京橋インターチェンジから銀座インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに都道首都高速 2 号線の汐留インターチェンジ及び芝公園インターチェンジ並びに都道首都高速 2 号分岐線の飯倉インターチェンジ並びに都道首都高速 3 号線の霞が関インターチェンジ並びに都道首都高速 4 号線の丸の内インターチェンジから常盤橋インターチェンジまでの各インターチェンジ、神田橋インターチェンジ、北の丸インターチェンジ及び代官町インターチェンジ並びに都道首都高速 4 号分岐線の江戸橋インターチェンジ及び呉服橋インターチェンジ並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

⑧名古屋環状 2 号線における ETC 利用割引

イ 割引をする自動車

区間料金制区間を通行する ETC 車。

ロ 割引後の料金の額

（イ）近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日の前日まで

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、次表に定める額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。







(ロ) 近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日から

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、次表に定める額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。





ホ) 特大車

		出 口																							
		名四西	南陽	富田	名古屋西 ヤンクワン	名古屋西 ヤンクワン	大治北	甚目寺北	清洲東	清洲 ヤンクワン	平田	山田東	棉 ヤンクワン	勝川	松河戸	大森	上社	本郷	名古屋	高針 ヤンクワン	植田	鳴海	有松	名古屋南 ヤンクワン	
飛鳥ヤンクワン	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953
名四西	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953
南陽	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953
富田	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953	1,380,953
名古屋西 ヤンクワン	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
大治南	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
甚目寺南	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
清洲西	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
清洲東	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
清洲 ヤンクワン	・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
山田西	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
本郷	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
名古屋	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
高針 ヤンクワン	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858

入 口





ホ) 特大車

		出 口																					
		有松	鳴海	植田	高針 シャクワン	上社南	名古屋	本郷	引山	小幡	勝川	楠 シャクワン	山田東	清洲東	清洲 シャクワン	清洲西	甚目寺南	大治南	名古屋西 シャクワン	富田	南陽	名四西	
名古屋南 シャクワン		1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
	有松	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
鳴海		・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
	植田	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
高針シャクワン		・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
	名古屋	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
本郷		・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
	上社	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
大森		・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858
	松河戸	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858	1,142,858

入口

⑨首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

ETC車。

ロ 割引率等

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）②イ（ロ）に定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。







ハ 適用する期間

平成28年4月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑩首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

ETC車。

ロ 割引率等

割引額（単位：円）は次表（B）に掲げる額のとおりとし、次表の（A）に掲げるインターチェンジ相互間のうち高速国道の通行料金に適用する。

常磐自動車道と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から海老名まで	30	—	—	—	—
三郷料金所スマートから海老名まで	30	—	—	—	—
流山から海老名まで	30	—	—	—	—
柏から海老名まで	30	—	—	—	—
谷和原から海老名まで	30	—	—	—	—
谷田部から海老名まで	30	—	—	—	—
桜土浦から海老名まで	30	—	—	—	—

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
三郷から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
三郷から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
三郷から相模原まで	20	—	—	—	—
三郷から高尾山まで	20	—	—	—	—
三郷から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—
三郷料金所スマートから圏央厚木まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから相模原愛川まで	30	—	—	—	—
三郷料金所スマートから相模原まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから高尾山まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから八王子西・八王子西スマート	30	—	—	—	—
流山から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
流山から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
流山から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
流山から相模原まで	20	—	—	—	—
流山から高尾山まで	20	—	—	—	—
流山から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—
柏から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
柏から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
柏から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
柏から相模原まで	20	—	—	—	—
柏から高尾山まで	20	—	—	—	—
柏から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—
谷和原から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
谷和原から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
谷和原から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
谷和原から相模原まで	20	—	—	—	—
谷和原から高尾山まで	20	—	—	—	—
谷和原から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—
谷田部から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
谷田部から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
谷田部から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
谷田部から相模原まで	20	—	—	—	—
谷田部から高尾山まで	20	—	—	—	—
谷田部から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—
桜土浦から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
桜土浦から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
桜土浦から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
桜土浦から相模原まで	20	—	—	—	—
桜土浦から高尾山まで	20	—	—	—	—
桜土浦から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—

東関東自動車道水戸線と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
湾岸千葉から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
千葉北から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
四街道から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
佐倉から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
酒々井から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
富里から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
成田から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
大栄から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から寒川南まで	90	80	70	60	—
湾岸市川から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸市川から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から寒川南まで	90	80	70	60	—
湾岸千葉から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸千葉から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
千葉北から寒川南まで	90	80	70	60	—
千葉北から寒川北まで	120	140	110	90	90
千葉北から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
千葉北から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原まで	150	150	150	150	150
千葉北から高尾山まで	150	150	150	150	150
千葉北から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
四街道から寒川南まで	90	80	70	60	—
四街道から寒川北まで	120	140	110	90	90
四街道から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
四街道から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
四街道から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
四街道から相模原まで	150	150	150	150	150
四街道から高尾山まで	150	150	150	150	150
四街道から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
佐倉から寒川南まで	90	80	70	60	—
佐倉から寒川北まで	120	140	110	90	90
佐倉から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
佐倉から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原まで	150	150	150	150	150
佐倉から高尾山まで	150	150	150	150	150
佐倉から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
酒々井から寒川南まで	90	80	70	60	—
酒々井から寒川北まで	120	140	110	90	90
酒々井から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
酒々井から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原まで	150	150	150	150	150
酒々井から高尾山まで	150	150	150	150	150
酒々井から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
富里から寒川南まで	90	80	70	60	—
富里から寒川北まで	120	140	110	90	90
富里から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
富里から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
富里から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
富里から相模原まで	150	150	150	150	150
富里から高尾山まで	150	150	150	150	150
富里から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
成田から寒川南まで	90	80	70	60	—
成田から寒川北まで	120	140	110	90	90
成田から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
成田から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
成田から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
成田から相模原まで	150	150	150	150	150
成田から高尾山まで	150	150	150	150	150
成田から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150
大栄から寒川南まで	90	80	70	60	—
大栄から寒川北まで	120	140	110	90	90

大栄から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
大栄から厚木PASマートまで	150	150	150	150	150
大栄から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
大栄から相模原まで	150	150	150	150	150
大栄から高尾山まで	150	150	150	150	150
大栄から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150

東関東自動車道水戸線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から海老名まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から海老名まで	150	150	150	150	150
千葉北から海老名まで	150	150	150	150	150
四街道から海老名まで	150	150	150	150	150
佐倉から海老名まで	150	150	150	150	150
酒々井から海老名まで	150	150	150	150	150
富里から海老名まで	150	150	150	150	150
成田から海老名まで	150	150	150	150	150
大栄から海老名まで	150	150	150	150	150

成田国際空港線と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

成田国際空港線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から寒川南まで	90	80	70	60	—
新空港から寒川北まで	120	140	110	90	90
新空港から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
新空港から厚木PASマートまで	150	150	150	150	150
新空港から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
新空港から相模原まで	150	150	150	150	150
新空港から高尾山まで	150	150	150	150	150
新空港から八王子西・八王子西スマートまで	150	150	150	150	150

成田国際空港線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から海老名まで	150	150	150	150	150

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から寒川北まで	30	—	—	—	—
高井戸から圏央厚木まで	100	50	—	—	—
高井戸から厚木PASマートまで	110	70	20	—	—
高井戸から相模原愛川まで	150	110	70	—	—
高井戸から相模原まで	230	210	190	160	50
高井戸から高尾山まで	250	260	280	260	220
高井戸から八王子西・八王子西スマートまで	260	230	260	220	180
調布から圏央厚木まで	50	10	—	—	—
調布から厚木PASマートまで	60	30	—	—	—
調布から相模原愛川まで	100	70	40	—	—
調布から相模原まで	180	170	160	80	—
調布から高尾山まで	200	220	250	180	100
調布から八王子西・八王子西スマートまで	210	190	230	140	60
府中スマートから相模原愛川まで	10	—	—	—	—
府中スマートから相模原まで	90	60	30	—	—
府中スマートから高尾山まで	110	110	120	100	60
府中スマートから八王子西・八王子西スマートまで	120	80	100	60	20
国立府中から相模原まで	60	50	20	—	—
国立府中から高尾山まで	80	100	110	100	60
国立府中から八王子西・八王子西スマートまで	90	70	90	60	20
八王子から寒川北まで	30	—	—	—	—
八王子から圏央厚木まで	100	50	—	—	—
八王子から厚木PASマートまで	110	70	20	—	—
八王子から相模原愛川まで	150	110	70	—	—
八王子から相模原まで	230	210	190	160	50

八王子から高尾山まで	250	260	280	260	220
八王子から八王子西・八王子西スマートまで	260	230	260	220	180
元八王子から相模原まで	80	60	40	10	—
元八王子から高尾山まで	100	110	130	110	70
元八王子から八王子西・八王子西スマートまで	110	80	110	70	30
相模湖から相模原まで	80	60	40	10	—
相模湖から高尾山まで	100	110	130	110	70
相模湖から八王子西・八王子西スマートまで	110	80	110	70	30

中央自動車道富士吉田線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から海老名まで	60	—	—	—	—
調布から海老名まで	10	—	—	—	—
八王子から海老名まで	60	—	—	—	—

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸からあきる野まで	180	200	160	140	10
高井戸から日の出まで	190	160	120	90	—
高井戸から青梅まで	100	80	—	—	—
高井戸から入間まで	70	20	—	—	—
高井戸から狭山日高まで	10	—	—	—	—
高井戸から境古河まで	30	—	—	—	—
高井戸から坂東まで	70	10	—	—	—
高井戸から常総まで	110	60	10	—	—
高井戸からつくば中央まで	160	120	90	10	—
高井戸からつくば牛久まで	180	150	130	60	—
高井戸から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
高井戸から阿見東まで	230	220	210	170	100
高井戸から稲敷まで	260	260	250	220	230
高井戸から稲敷東まで	290	290	290	270	300
高井戸から神崎まで	300	300	300	300	300
高井戸から下総まで	300	300	300	300	300
高井戸から(主)成田小見川鹿島港線まで	300	300	300	300	300
高井戸から国道296号まで	300	300	300	300	300
高井戸から松尾横芝まで	300	300	300	300	300
調布からあきる野まで	130	160	130	60	—
調布から日の出まで	140	120	90	10	—
調布から青梅まで	50	40	—	—	—
調布から入間まで	20	—	—	—	—
調布から坂東まで	20	—	—	—	—
調布から常総まで	60	20	—	—	—
調布からつくば中央まで	110	80	60	—	—
調布からつくば牛久まで	130	110	100	—	—
調布から牛久阿見まで	160	150	130	30	—
調布から阿見東まで	180	180	180	90	—
調布から稲敷まで	210	220	220	140	110
調布から稲敷東まで	240	250	260	190	180
調布から神崎まで	250	260	270	220	180
調布から下総まで	250	260	270	220	180
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	250	260	270	220	180
調布から国道296号まで	250	260	270	220	180
調布から松尾横芝まで	250	260	270	220	180
府中スマートからあきる野まで	40	50	—	—	—
府中スマートから日の出まで	50	10	—	—	—
府中スマートからつくば中央まで	20	—	—	—	—
府中スマートからつくば牛久まで	40	—	—	—	—
府中スマートから牛久阿見まで	70	40	—	—	—
府中スマートから阿見東まで	90	70	50	10	—
府中スマートから稲敷まで	120	110	90	60	70
府中スマートから稲敷東まで	150	140	130	110	140
府中スマートから神崎まで	160	150	140	140	140
府中スマートから下総まで	160	150	140	140	140
府中スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	160	150	140	140	140
府中スマートから国道296号まで	160	150	140	140	140
府中スマートから松尾横芝まで	160	150	140	140	140
国立府中からあきる野まで	10	40	—	—	—
国立府中から日の出まで	20	—	—	—	—

国立府中からつくば牛久まで	10	—	—	—	—
国立府中から牛久阿見まで	40	30	—	—	—
国立府中から阿見東まで	60	60	40	10	—
国立府中から稲敷まで	90	100	80	60	70
国立府中から稲敷東まで	120	130	120	110	140
国立府中から神崎まで	130	140	130	140	140
国立府中から下総まで	130	140	130	140	140
国立府中から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	140	130	140	140
国立府中から国道296号まで	130	140	130	140	140
国立府中から松尾横芝まで	130	140	130	140	140
八王子からあきる野まで	180	200	160	140	10
八王子から日の出まで	190	160	120	90	—
八王子から青梅まで	100	80	—	—	—
八王子から入間まで	70	20	—	—	—
八王子から狭山日高まで	10	—	—	—	—
八王子から境古河まで	30	—	—	—	—
八王子から坂東まで	70	10	—	—	—
八王子から常総まで	110	60	10	—	—
八王子からつくば中央まで	160	120	90	10	—
八王子からつくば牛久まで	180	150	130	60	—
八王子から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
八王子から阿見東まで	230	220	210	170	100
八王子から稲敷まで	260	260	250	220	230
八王子から稲敷東まで	290	290	290	270	300
八王子から神崎まで	300	300	300	300	300
八王子から下総まで	300	300	300	300	300
八王子から(主)成田小見川鹿島港線まで	300	300	300	300	300
八王子から国道296号まで	300	300	300	300	300
八王子から松尾横芝まで	300	300	300	300	300
元八王子からあきる野まで	30	50	10	—	—
元八王子から日の出まで	40	10	—	—	—
元八王子からつくば中央まで	10	—	—	—	—
元八王子からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
元八王子から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
元八王子から阿見東まで	80	70	60	20	—
元八王子から稲敷まで	110	110	100	70	80
元八王子から稲敷東まで	140	140	140	120	150
元八王子から神崎まで	150	150	150	150	150
元八王子から下総まで	150	150	150	150	150
元八王子から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
元八王子から国道296号まで	150	150	150	150	150
元八王子から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
相模湖からあきる野まで	30	50	10	—	—
相模湖から日の出まで	40	10	—	—	—
相模湖からつくば中央まで	10	—	—	—	—
相模湖からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
相模湖から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
相模湖から阿見東まで	80	70	60	20	—
相模湖から稲敷まで	110	110	100	70	80
相模湖から稲敷東まで	140	140	140	120	150
相模湖から神崎まで	150	150	150	150	150
相模湖から下総まで	150	150	150	150	150
相模湖から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
相模湖から国道296号まで	150	150	150	150	150
相模湖から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

第一東海自動車道と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
東名JCTから茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
東名川崎から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
横浜青葉から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
横浜町田から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
綾瀬スマートから茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
海老名から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
厚木から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から寒川南まで	90	80	70	60	—
東京から寒川北まで	120	140	110	90	90
東京から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
東京から厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
東京から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
東名JCTから寒川南まで	90	80	70	60	—
東名JCTから寒川北まで	120	140	110	90	90
東名JCTから圏央厚木まで	120	100	80	50	10
東名JCTから厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
東名JCTから相模原愛川まで	50	10	30	—	—
東名川崎から寒川南まで	90	80	70	60	—
東名川崎から寒川北まで	120	140	110	90	90
東名川崎から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
東名川崎から厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
東名川崎から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
横浜青葉から寒川南まで	90	80	70	60	—
横浜青葉から寒川北まで	120	140	110	90	90
横浜青葉から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
横浜青葉から厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
横浜青葉から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
横浜町田から寒川南まで	90	80	70	60	—
横浜町田から寒川北まで	120	140	110	90	90
横浜町田から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
横浜町田から厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
横浜町田から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
綾瀬スマートから寒川南まで	90	80	70	60	—
綾瀬スマートから寒川北まで	120	140	110	90	90
綾瀬スマートから圏央厚木まで	120	100	80	50	10
綾瀬スマートから厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
綾瀬スマートから相模原愛川まで	50	10	30	—	—
海老名から寒川南まで	90	80	70	60	—
海老名から寒川北まで	120	140	110	90	90
厚木から寒川南まで	90	80	70	60	—
厚木から寒川北まで	120	140	110	90	90
厚木から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
厚木から厚木P.A.スマートまで	90	80	70	40	—
厚木から相模原愛川まで	50	10	30	—	—

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京からつくば中央まで	10	—	—	—	—
東京からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
東京から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
東京から阿見東まで	80	60	50	10	10
東京から稲敷まで	110	100	90	60	40
東京から稲敷東まで	140	140	130	120	150
東京から神崎まで	150	150	150	150	150
東京から下総まで	150	150	150	150	150
東京から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東京から国道296号まで	150	150	150	150	150
東京から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
東名JCTからつくば中央まで	10	—	—	—	—
東名JCTからつくば牛久まで	30	—	—	—	—
東名JCTから牛久阿見まで	60	40	10	—	—
東名JCTから阿見東まで	80	60	50	10	10
東名JCTから稲敷まで	110	100	90	60	40
東名JCTから稲敷東まで	140	140	130	120	150
東名JCTから神崎まで	150	150	150	150	150
東名JCTから下総まで	150	150	150	150	150
東名JCTから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東名JCTから国道296号まで	150	150	150	150	150
東名JCTから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
東名川崎からつくば中央まで	10	—	—	—	—
東名川崎からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
東名川崎から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
東名川崎から阿見東まで	80	60	50	10	10

東名川崎から稲敷まで	110	100	90	60	40
東名川崎から稲敷東まで	140	140	130	120	150
東名川崎から神崎まで	150	150	150	150	150
東名川崎から下総まで	150	150	150	150	150
東名川崎から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東名川崎から国道296号まで	150	150	150	150	150
東名川崎から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
横浜青葉からつくば中央まで	10	—	—	—	—
横浜青葉からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
横浜青葉から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
横浜青葉から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜青葉から稲敷まで	110	100	90	60	40
横浜青葉から稲敷東まで	140	140	130	120	150
横浜青葉から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から下総まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から国道296号まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
横浜町田からつくば中央まで	10	—	—	—	—
横浜町田からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
横浜町田から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
横浜町田から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜町田から稲敷まで	110	100	90	60	40
横浜町田から稲敷東まで	140	140	130	120	150
横浜町田から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜町田から下総まで	150	150	150	150	150
横浜町田から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
横浜町田から国道296号まで	150	150	150	150	150
横浜町田から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートからつくば中央まで	10	—	—	—	—
綾瀬スマートからつくば牛久まで	30	—	—	—	—
綾瀬スマートから牛久阿見まで	60	40	10	—	—
綾瀬スマートから阿見東まで	80	60	50	10	10
綾瀬スマートから稲敷まで	110	100	90	60	40
綾瀬スマートから稲敷東まで	140	140	130	120	150
綾瀬スマートから神崎まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから下総まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから国道296号まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
厚木からつくば中央まで	10	—	—	—	—
厚木からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
厚木から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
厚木から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木から稲敷まで	110	100	90	60	40
厚木から稲敷東まで	140	140	130	120	150
厚木から神崎まで	150	150	150	150	150
厚木から下総まで	150	150	150	150	150
厚木から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
厚木から国道296号まで	150	150	150	150	150
厚木から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

第二東海自動車道と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

第二東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南から寒川南まで	90	80	70	60	—
厚木南から寒川北まで	120	140	110	90	90
厚木南から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
厚木南から厚木PAスマートまで	90	80	70	40	—
厚木南から相模原愛川まで	50	10	30	—	—

第二東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南からつくば中央まで	10	—	—	—	—
厚木南からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
厚木南から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
厚木南から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木南から稲敷まで	110	100	90	60	40
厚木南から稲敷東まで	140	140	130	120	150
厚木南から神崎まで	150	150	150	150	150
厚木南から下総まで	150	150	150	150	150
厚木南から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
厚木南から国道296号まで	150	150	150	150	150
厚木南から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茅ヶ崎西から圏央厚木まで	10	—	—	—	—

新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茅ヶ崎西から稲敷東まで	30	—	—	—	—
茅ヶ崎西から神崎まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から下総まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から(主)成田小見川鹿島港線まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から国道296号まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から松尾横芝まで	40	—	—	—	—

首都圏中央連絡自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
寒川南から圏央厚木まで	60	30	—	—	—
寒川南から厚木PAスマートまで	30	10	—	—	—
寒川北から圏央厚木まで	90	90	40	—	—
寒川北から厚木PAスマートまで	60	70	30	—	—
寒川北から相模原愛川まで	20	—	—	—	—

首都圏中央連絡自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷料金所スマートから高尾山まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから八王子西・八王子西スマート	30	—	—	—	—
流山から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
流山から厚木PAスマートまで	20	—	—	—	—
流山から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
流山から相模原まで	20	—	—	—	—
流山から高尾山まで	20	—	—	—	—
流山から八王子西・八王子西スマートまで	30	—	—	—	—
柏から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
寒川北から阿見東まで	50	50	10	—	—
寒川北から稲敷まで	80	90	50	—	—
寒川北から稲敷東まで	110	130	90	60	90
寒川北から神崎まで	120	140	110	90	90
寒川北から下総まで	120	140	110	90	90
寒川北から(主)成田小見川鹿島港線まで	120	140	110	90	90
寒川北から国道296号まで	120	140	110	90	90
寒川北から松尾横芝まで	120	140	110	90	90

ハ 適用する期間

平成28年4月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪ ETC2.0割引

イ 割引をする自動車

ETC2.0車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）②イ（ロ）及び（ハ）に定める新湘南バイパス並びに首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。







⑫東海環状自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

ニに定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は150円とし、高速国道の通行料金に適用する。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東海環状自動車道のうち豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの各インターチェンジ及び大垣西インターチェンジ。
Bインターチェンジ	第一東海自動車道の上郷スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑬特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車。

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

⑭高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

⑮ETC短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するETC車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するETC車。

ロ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

## ⑯障害者割引

### イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

### ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

## ⑰乗合型自動車（定期路線）割引

### イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

### ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

## ⑱割引相互間の適用関係

### イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑯までに定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

### ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

### ハ ④と①、③、⑥、⑧から⑯までの割引相互間における重複適用関係

（イ）④と①、⑧又は⑬から⑮までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

（ロ）④と③、⑥、⑨から⑫まで又は⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、④口の（イ）から（ハ）により算出した額が、⑨、⑩、

⑪又は⑫の割引を適用した額より低い場合には、⑨、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額から④口の（イ）から（ハ）により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ ⑤と②、③、⑥、⑧から⑮まで又は⑰の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑤と⑧又は⑬から⑮までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑬から⑮までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

（ロ）⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

（注）上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：（１）に定める料金の額（ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合には、当該割引を適用した額とする。）。

B：月間適用回数（コーポレート契約）が１０回以上の場合における、⑤口の（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ハ）⑤と⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑰の割引を適用する。

（ニ）⑤と③又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

（ホ）⑤と⑨から⑫までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑲中央自動車道富士吉田線等の料金算定の特例

中央自動車道富士吉田線の国立府中インターチェンジから八王子ジャンクションまでの間が介在する場合の対距離制区間のうち、平成２８年３月３１日以前に供用されている区間について、

１．（１）①（ハ）ニ Bを除く。）に定める方法で、かつ③又は⑥に定める方法により算出した割引適用後の額が、平成２８年３月３１日時点の割引適用後の料金の額（以下「従前の割引適用後の額」という。）を超える場合には、従前の割引適用後の額を適用するものとする。ただし、

（１）①（ハ）ニ B（A）による措置が適用される場合に限る。

⑳企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（３）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1)①ロ(イ)又は②イ(ロ)について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

## 2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年5月12日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車 <small>が軽自動車等である連結車両</small>	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車 <small>が軽自動車等または普通車である連結車両</small>	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ロ けん引自動車 <small>が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両</small>	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びロに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両	
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとのけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

## 大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで
中央自動車道富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで
	東名ジャンクションから 中央ジャンクションまで

### 別添3 インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)

中央自動車道富士吉田線 (高井戸・河口湖間)

高井戸	中央	3.2										
	中央 ジャンクション	4.5										
高井戸	調布	7.7										
	調布	3.2										
高井戸	稲城	10.0										
	稲城	6.8										
高井戸	府中	17.0										
	府中	22.6										
高井戸	国立府中	25.8										
	国立府中	18.1										
高井戸	八王子	33.2										
	八王子	22.0										
高井戸	元八王子	36.0										
	元八王子	16.2										
高井戸	八王子	38.2										
	八王子	10.2										
高井戸	相模湖	45.4										
	相模湖	28.4										
高井戸	上野原	50.3										
	上野原	14.3										
高井戸	談合坂	57.9										
	談合坂	7.6										
高井戸	大月	70.4										
	大月	20.1										
高井戸	都留	77.6										
	都留	19.7										
高井戸	富士吉田	87.2										
	富士吉田	9.6										
高井戸	河口湖	93.9										
	河口湖	6.7										

中央自動車道西宮線 (大月ジャンクション・小牧ジャンクション間)

大月	18.7	勝沼	6.2	一宮	24.9	御坂	18.7	甲府南	34.2	甲府中央	36.5	昭和	41.8	甲府	46.8	双葉	53.0	須玉	60.0	長坂	68.7	小淵沢	76.9	諏訪南	89.5	諏訪	100.6	岡谷	110.7	伊北	124.6	伊那	134.1	小黒川	137.0	駒ヶ根	149.2	駒ヶ岳	152.5	松川	164.6	飯田	180.1	飯田山本	185.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
スマート	10.2	スマート	4.0	スマート	28.9	スマート	28.1	スマート	5.3	スマート	2.3	スマート	5.0	スマート	10.3	スマート	1.7	スマート	7.0	スマート	8.7	スマート	8.2	スマート	12.6	スマート	11.1	スマート	10.1	スマート	9.5	スマート	2.9	スマート	12.2	スマート	3.3	スマート	12.1	スマート	15.5	スマート	20.7	スマート	27.6	スマート	32.8	スマート	36.1	スマート	43.1	スマート	48.3	スマート	51.2	スマート	55.5	スマート	60.7	スマート	64.0	スマート	69.4	スマート	74.0	スマート	79.5	スマート	84.7	スマート	89.8	スマート	95.8	スマート	103.2	スマート	108.4	スマート	116.6	スマート	125.3	スマート	132.3	スマート	136.8	スマート	143.5	スマート	148.8	スマート	151.1	スマート	156.4	スマート	160.4	スマート	166.6	スマート	178.8	スマート	23.1	スマート	28.1	スマート	34.3	スマート	41.3	スマート	50.0	スマート	58.2	スマート	64.6	スマート	70.8	スマート	78.1	スマート	85.8	スマート	93.9	スマート	102.8	スマート	112.1	スマート	122.3	スマート	133.8	スマート	145.9	スマート	159.7	スマート	175.2	スマート	192.6	スマート	211.4	スマート	231.6	スマート	253.2	スマート	276.4	スマート	301.3	スマート	327.9	スマート	356.1	スマート	386.2	スマート	418.2	スマート	452.2	スマート	487.2	スマート	523.2	スマート	560.2	スマート	598.2	スマート	637.2	スマート	677.2	スマート	718.2	スマート	760.2	スマート	803.2	スマート	847.2	スマート	892.2	スマート	938.2	スマート	985.2	スマート	1033.2	スマート	1082.2	スマート	1132.2	スマート	1183.2	スマート	1235.2	スマート	1288.2	スマート	1342.2	スマート	1397.2	スマート	1453.2	スマート	1510.2	スマート	1568.2	スマート	1627.2	スマート	1687.2	スマート	1748.2	スマート	1810.2	スマート	1873.2	スマート	1937.2	スマート	2002.2	スマート	2068.2	スマート	2135.2	スマート	2203.2	スマート	2272.2	スマート	2342.2	スマート	2413.2	スマート	2485.2	スマート	2558.2	スマート	2632.2	スマート	2707.2	スマート	2783.2	スマート	2860.2	スマート	2938.2	スマート	3017.2	スマート	3097.2	スマート	3178.2	スマート	3260.2	スマート	3343.2	スマート	3427.2	スマート	3512.2	スマート	3598.2	スマート	3685.2	スマート	3773.2	スマート	3862.2	スマート	3952.2	スマート	4043.2	スマート	4135.2	スマート	4228.2	スマート	4322.2	スマート	4417.2	スマート	4513.2	スマート	4610.2	スマート	4708.2	スマート	4807.2	スマート	4907.2	スマート	5008.2	スマート	5110.2	スマート	5213.2	スマート	5317.2	スマート	5422.2	スマート	5528.2	スマート	5635.2	スマート	5743.2	スマート	5852.2	スマート	5962.2	スマート	6073.2	スマート	6185.2	スマート	6298.2	スマート	6412.2	スマート	6527.2	スマート	6643.2	スマート	6760.2	スマート	6878.2	スマート	6997.2	スマート	7117.2	スマート	7238.2	スマート	7360.2	スマート	7483.2	スマート	7607.2	スマート	7732.2	スマート	7858.2	スマート	7985.2	スマート	8113.2	スマート	8242.2	スマート	8372.2	スマート	8503.2	スマート	8635.2	スマート	8768.2	スマート	8902.2	スマート	9037.2	スマート	9173.2	スマート	9310.2	スマート	9448.2	スマート	9587.2	スマート	9727.2	スマート	9868.2	スマート	10010.2	スマート	10153.2	スマート	10297.2	スマート	10442.2	スマート	10588.2	スマート	10735.2	スマート	10883.2	スマート	11032.2	スマート	11182.2	スマート	11333.2	スマート	11485.2	スマート	11638.2	スマート	11792.2	スマート	11947.2	スマート	12103.2	スマート	12260.2	スマート	12418.2	スマート	12577.2	スマート	12737.2	スマート	12898.2	スマート	13060.2	スマート	13223.2	スマート	13387.2	スマート	13552.2	スマート	13718.2	スマート	13885.2	スマート	14053.2	スマート	14222.2	スマート	14392.2	スマート	14563.2	スマート	14735.2	スマート	14908.2	スマート	15082.2	スマート	15257.2	スマート	15433.2	スマート	15610.2	スマート	15788.2	スマート	15967.2	スマート	16147.2	スマート	16328.2	スマート	16510.2	スマート	16693.2	スマート	16877.2	スマート	17062.2	スマート	17248.2	スマート	17435.2	スマート	17623.2	スマート	17812.2	スマート	18002.2	スマート	18193.2	スマート	18385.2	スマート	18578.2	スマート	18772.2	スマート	18967.2	スマート	19163.2	スマート	19360.2	スマート	19558.2	スマート	19757.2	スマート	19957.2	スマート	20158.2	スマート	20360.2	スマート	20563.2	スマート	20767.2	スマート	20972.2	スマート	21178.2	スマート	21385.2	スマート	21593.2	スマート	21802.2	スマート	22012.2	スマート	22223.2	スマート	22435.2	スマート	22648.2	スマート	22862.2	スマート	23077.2	スマート	23293.2	スマート	23510.2	スマート	23728.2	スマート	23947.2	スマート	24167.2	スマート	24388.2	スマート	24610.2	スマート	24833.2	スマート	25057.2	スマート	25282.2	スマート	25508.2	スマート	25735.2	スマート	25963.2	スマート	26192.2	スマート	26422.2	スマート	26653.2	スマート	26885.2	スマート	27118.2	スマート	27352.2	スマート	27587.2	スマート	27823.2	スマート	28060.2	スマート	28298.2	スマート	28537.2	スマート	28777.2	スマート	29018.2	スマート	29260.2	スマート	29503.2	スマート	29747.2	スマート	29992.2	スマート	30238.2	スマート	30485.2	スマート	30733.2	スマート	30982.2	スマート	31232.2	スマート	31483.2	スマート	31735.2	スマート	31988.2	スマート	32242.2	スマート	32497.2	スマート	32753.2	スマート	33010.2	スマート	33268.2	スマート	33527.2	スマート	33787.2	スマート	34048.2	スマート	34310.2	スマート	34573.2	スマート	34837.2	スマート	35102.2	スマート	35368.2	スマート	35635.2	スマート	35903.2	スマート	36172.2	スマート	36442.2	スマート	36713.2	スマート	36985.2	スマート	37258.2	スマート	37532.2	スマート	37807.2	スマート	38083.2	スマート	38360.2	スマート	38638.2	スマート	38917.2	スマート	39197.2	スマート	39478.2	スマート	39760.2	スマート	40043.2	スマート	40327.2	スマート	40612.2	スマート	40898.2	スマート	41185.2	スマート	41473.2	スマート	41762.2	スマート	42052.2	スマート	42343.2	スマート	42635.2	スマート	42928.2	スマート	43222.2	スマート	43517.2	スマート	43813.2	スマート	44110.2	スマート	44408.2	スマート	44707.2	スマート	45007.2	スマート	45308.2	スマート	45610.2	スマート	45913.2	スマート	46217.2	スマート	46522.2	スマート	46828.2	スマート	47135.2	スマート	47443.2	スマート	47752.2	スマート	48062.2	スマート	48373.2	スマート	48685.2	スマート	48998.2	スマート	49312.2	スマート	49627.2	スマート	49943.2	スマート	50260.2	スマート	50578.2	スマート	50897.2	スマート	51217.2	スマート	51538.2	スマート	51860.2	スマート	52183.2	スマート	52507.2	スマート	52832.2	スマート	53158.2	スマート	53485.2	スマート	53813.2	スマート	54142.2	スマート	54472.2	スマート	54803.2	スマート	55135.2	スマート	55468.2	スマート	55802.2	スマート	56137.2	スマート	56473.2	スマート	56810.2	スマート	57148.2	スマート	57487.2	スマート	57827.2	スマート	58168.2	スマート	58510.2	スマート	58853.2	スマート	59197.2	スマート	59542.2	スマート	59888.2	スマート	60235.2	スマート	60583.2	スマート	60932.2	スマート	61282.2	スマート	61633.2	スマート	61985.2	スマート	62338.2	スマート	62692.2	スマート	63047.2	スマート	63403.2	スマート	63760.2	スマート	64118.2	スマート	64477.2	スマート	64837.2	スマート	65198.2	スマート	65560.2	スマート	65923.2	スマート	66287.2	スマート	66652.2	スマート	67018.2	スマート	67385.2	スマート	67753.2	スマート	68122.2	スマート	68492.2	スマート	68863.2	スマート	69235.2	スマート	69608.2	スマート	69982.2	スマート	70357.2	スマート	70733.2	スマート	71110.2	スマート	71488.2	スマート	71867.2	スマート	72247.2	スマート	72628.2	スマート	73010.2	スマート	73393.2	スマート	73777.2	スマート	74162.2	スマート	74548.2	スマート	74935.2	スマート	75323.2	スマート	75712.2	スマート	76102.2	スマート	76493.2	スマート	76885.2	スマート	77278.2	スマート	77672.2	スマート	78067.2	スマート	78463.2	スマート	78860.2	スマート	79258.2	スマート	79657.2	スマート	80057.2	スマート	80458.2	スマート	80860.2	スマート	81263.2	スマート	81667.2	スマート	82072.2	スマート	82478.2	スマート	82885.2	スマート	83293.2	スマート	83702.2	スマート	84112.2	スマート	84523.2	スマート	84935.2	スマート	85348.2	スマート	85762.2	スマート	86177.2	スマート	86593.2	スマート	87010.2	スマート	87428.2	スマート	87847.2	スマート	88267.2	スマート	88688.2	スマート	89110.2	スマート	89533.2	スマート	89957.2	スマート	90382.2	スマート	90808.2	スマート	91235.2	スマート	91663.2	スマート	92092.2	スマート	92522.2	スマート	92953.2	スマート	93385.2	スマート	93818.2	スマート	94252.2	スマート	94687.2	スマート	95123.2	スマート	95560.2	スマート	96008.2	スマート	96457.2	スマート	96907.2	スマート	97358.2	スマート	97810.2	スマート	98263.2	スマート	98717.2	スマート	99172.2	スマート	99628.2	スマート	100085.2	スマート	100543.2	スマート	101002.2	スマート	101462.2	スマート	101923.2	スマート	102385.2	スマート	102848.2	スマート	103312.2	スマート	103777.2	スマート	104243.2	スマート	104710.2	スマート	105178.2	スマート	105647.2	スマート	106117.2	スマート	106588.2	スマート	107060.2	スマート	107533.2	スマート	108007.2	スマート	108482.2	スマート	108958.2	スマート	109435.2	スマート	109913.2	スマート	110392.2	スマート	110872.2	スマート	111353.2	スマート	111835.2	スマート	112318.2	スマート	112802.2	スマート	113287.2	スマート	113773.2	スマート	114260.2	スマート	114748.2	スマート	115237.2	スマート	115727.2	スマート	116218.2	スマート	116710.2	スマート	117203.2	スマート	117697.2	スマート	118192.2	スマート	118688.2	スマート	119185.2	スマート	119683.2	スマート	120182.2	スマート	120682.2	スマート	121183.2	スマート	121685.2	スマート	122188.2	スマート	122692.2	スマート	123197.2	スマート	123703.2	スマート	124210.2	スマート	124718.2	スマート	125227.2	スマート	125737.2	スマート	126248.2	スマート	126760.2	スマート	127273.2	スマート	127787.2	スマート	128302.2	スマート	128818.2	スマート	129335.2	スマート	129853.2	スマート	130372.2	スマート	130892.2	スマート	131413.2	スマート	131935.2	スマート	132458.2	スマート	132982.2	スマート	133507.2	スマート	134033.2	スマート	134560.2	スマート	135088.2	スマート	135617.2	スマート	136147.2	スマート	136678.2	スマート	137210.2	スマート	137743.2	スマート	138277.2	スマート	138812.2	スマート	139348.2	スマート	139885.2	スマート	140423.2	スマート	140962.2	スマート	141502.2	スマート	142043.2	

	園原	中津川	惠那	瑞浪	土岐		多治見	小牧	
					土岐	小牧		小牧東	小牧
飯田山本	—	22.0	31.4	49.5	54.0	62.8	70.9	78.0	—
飯田	—	31.6	41.0	59.1	63.6	72.4	80.5	87.6	—
松川	—	36.8	46.2	64.3	68.8	77.6	85.7	92.8	—
駒ヶ岳スマート	—	52.3	61.7	79.8	84.3	93.1	101.2	108.3	—
駒ヶ根	—	64.4	73.8	91.9	96.4	105.2	113.3	120.4	—
小黒川スマート	—	67.7	77.1	95.2	99.7	108.5	116.6	123.7	—
伊那	—	79.9	89.3	107.4	111.9	120.7	128.8	135.9	—
伊北	—	82.8	92.2	110.3	114.8	123.6	131.7	138.8	—
岡谷	—	92.3	101.7	119.8	124.3	133.1	141.2	148.3	—
諏訪	—	106.2	115.6	133.7	138.2	147.0	155.1	162.2	—
諏訪南	—	116.3	125.7	143.8	148.3	157.1	165.2	172.3	—
小淵沢	—	127.4	136.8	154.9	159.4	168.2	176.3	183.4	—
長坂	—	140.0	149.4	167.5	172.0	180.8	188.9	196.0	—
須玉	—	148.2	157.6	175.7	180.2	189.0	197.1	204.2	—
韮崎	—	156.9	166.3	184.4	188.9	197.4	205.8	212.9	—
双葉	—	163.9	173.3	191.4	195.9	204.7	212.8	219.9	—
双葉	—	168.4	177.8	195.9	200.4	209.2	217.3	224.4	—
双葉	—	170.1	179.5	197.6	202.1	210.9	219.0	226.1	—
甲府昭和	—	175.1	184.5	202.6	207.1	215.9	224.0	231.1	—
甲府中央スマート	—	180.4	189.8	207.9	212.4	221.2	229.3	236.4	—
甲府南	—	182.7	192.1	210.2	214.7	223.5	231.6	238.7	—
笹吹八代スマート	—	188.0	197.4	215.5	220.0	228.8	236.9	244.0	—
一宮御坂	—	192.0	201.4	219.5	224.0	232.8	240.9	248.0	—
勝沼	—	198.2	207.6	225.7	230.2	239.0	247.1	254.2	—
大月	—	216.9	226.3	244.4	248.9	257.7	265.8	272.9	—











	新越				豊田				名古屋				東海		
	三ヶ日	岡崎東	豊田東	豊田	豊田南	豊田	名古屋南	大府	東海	豊田東	豊田	豊田南	豊田	豊田南	豊田
浜松いなさ	11.0	14.1	40.2	42.8	16.7	3.1	19.8	21.7	29.3	36.9	42.2	43.7	47.3	73.4	101.4
浜松いなさ	12.7	12.4	38.5	55.2	58.3	60.2	67.8	75.4	80.7	82.2	85.8	90.1	91.6	95.2	101.4
浜松SAマート	22.1	21.8	47.9	64.6	67.7	69.6	71.2	84.8	90.1	91.6	95.2	101.4	105.7	110.1	113.5
浜松浜北	28.3	28.0	54.1	70.8	73.9	75.8	83.4	91.0	96.3	97.8	101.4	105.7	110.1	113.5	116.9
新豊田マート	32.6	32.3	58.4	75.1	78.2	80.1	87.7	95.3	100.6	102.1	105.7	110.1	113.5	116.9	120.5
遠州森町マート	37.0	36.7	62.8	79.5	82.6	84.5	92.1	99.7	105.0	106.5	110.1	113.5	116.9	120.5	124.1
森掛川	40.4	40.1	66.2	82.9	86.0	87.9	95.5	103.1	108.4	109.9	113.5	116.9	120.5	124.1	127.7
島田金谷	57.3	57.0	83.1	99.8	102.9	104.8	112.4	120.0	125.3	126.8	130.4	134.0	137.6	141.2	144.8
藤枝岡部	72.3	72.0	98.1	114.8	117.9	119.8	127.4	135.0	140.3	141.8	145.4	149.0	152.6	156.2	159.8
静岡SAマート	79.3	79.0	105.1	121.8	124.9	126.8	134.4	142.0	147.3	148.8	152.4	156.0	159.6	163.2	166.8
新静岡	90.9	90.6	116.7	133.4	136.5	138.4	146.0	153.6	158.9	160.4	164.0	167.6	171.2	174.8	178.4
清水	104.6	104.3	130.4	147.1	150.2	152.1	159.7	167.3	172.6	174.1	177.7	181.3	184.9	188.5	192.1
清水いほら	101.9	101.6	127.7	144.4	147.5	149.4	157.0	164.6	169.9	171.4	175.0	178.6	182.2	185.8	189.4
新清水	100.1	99.8	125.9	142.6	145.7	147.6	155.2	162.8	168.1	169.6	173.2	176.8	180.4	184.0	187.6
新清水	109.5	109.2	135.3	152.0	155.1	157.0	164.6	172.2	177.5	179.0	182.6	186.2	189.8	193.4	197.0
新富士	123.9	123.6	149.7	166.4	169.5	171.4	179.0	186.6	191.9	193.4	197.0	200.6	204.2	207.8	211.4
駿河湾沼津マート	138.8	138.5	164.6	181.3	184.4	186.3	193.9	201.5	206.8	208.3	211.9	215.5	219.1	222.7	226.3
長泉沼津	144.2	143.9	170.0	186.7	189.8	191.7	199.3	206.9	212.2	213.7	217.3	220.9	224.5	228.1	231.7
御殿場	157.4	157.1	183.2	199.9	203.0	204.9	212.5	220.1	225.4	226.9	230.5	234.1	237.7	241.3	244.9
御殿場	164.5	164.2	190.3	207.0	210.1	212.0	219.6	227.2	232.5	234.0	237.6	241.2	244.8	248.4	252.0
小山マート	168.6	168.3	194.4	211.1	214.2	216.1	223.7	231.3	236.6	238.1	241.7	245.3	248.9	252.5	256.1
山北スマート	177.1	176.8	202.9	219.6	222.7	224.6	232.2	239.8	245.1	246.6	250.2	253.8	257.4	261.0	264.6
森野	189.7	189.4	215.5	232.2	235.3	237.2	244.8	252.4	257.7	259.2	262.8	266.4	270.0	273.6	277.2
森野SAマート	192.8	192.5	218.6	235.3	238.4	240.3	247.9	255.5	260.8	262.3	265.9	269.5	273.1	276.7	280.3
伊勢原北	202.5	202.2	228.3	245.0	248.1	250.0	257.6	265.2	270.5	272.0	275.6	279.2	282.8	286.4	290.0
伊勢原	204.9	204.6	230.7	247.4	250.5	252.4	260.0	267.6	272.9	274.4	278.0	281.6	285.2	288.8	292.4
厚木南	209.2	208.9	235.0	251.7	254.8	256.7	264.3	271.9	277.2	278.7	282.3	285.9	289.5	293.1	296.7
海老名南	210.7	210.4	236.5	253.2	256.3	258.2	265.8	273.4	278.7	280.2	283.8	287.4	291.0	294.6	298.2

中部横断自動車道（新清水ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

新清水 シタカサキ	富沢
20.7	
白根	
南7ノ7ノ	双葉 フタタカサキ
3.0	6.8
増穂	
六郷	9.8
9.3	16.0
15.5	25.3

北陸自動車道（朝日・米原ジャンクション間）

朝日	入善 スマート	4.2	黒部	魚津	湊川	立山	流杉 スマート	富山	富山西	小杉	高岡砺波 スマート	砺波	小矢部 シタカサキ	金沢 森本	金沢東	金沢西	白山	徳光 スマート	美川	能美根上 スマート	小松	安宅 スマート	片山津							
8.7	4.5	8.7	4.5	14.1	23.4	31.5	37.2	43.8	51.2	56.4	64.8	70.7	74.6	80.1	84.3	88.3	98.7	101.9	105.4	109.6	112.2	117.4	121.8	126.7	132.8	137.4	141.4			
18.3	27.6	35.7	41.4	48.0	55.4	60.6	69.0	74.9	78.8	84.3	88.3	98.7	101.9	105.4	109.6	112.2	117.4	121.8	126.7	132.8	137.4	141.4	105.2	109.8	113.8	123.1	132.7	137.2		
14.1	23.4	31.5	37.2	43.8	51.2	56.4	64.8	70.7	74.6	80.1	84.3	88.3	98.7	101.9	105.4	109.6	112.2	117.4	121.8	126.7	132.8	137.4	105.2	109.8	113.8	123.1	132.7	137.2		
9.6	18.9	27.0	32.7	39.3	46.7	51.9	60.3	66.2	70.1	75.6	80.0	84.3	88.3	98.7	101.9	105.4	109.6	112.2	117.4	121.8	126.7	132.8	137.4	105.2	109.8	113.8	123.1	132.7	137.2	
9.3	17.4	23.1	29.7	37.1	42.3	50.7	56.6	60.5	66.0	71.1	74.3	82.0	84.6	89.8	94.2	99.1	103.5	108.4	114.5	119.1	123.1	132.7	137.2	105.2	109.8	113.8	123.1	132.7	137.2	
8.1	13.8	20.4	27.8	33.0	41.4	47.3	51.2	56.7	61.6	66.2	73.9	76.5	81.7	86.1	91.0	97.1	101.7	105.7	110.7	115.7	120.7	125.7	130.7	135.7	140.7	145.7	150.7	155.7	160.7	
5.7	12.3	19.7	24.9	33.3	39.2	43.1	48.6	53.9	59.9	65.6	71.1	76.5	81.7	86.1	91.0	97.1	101.7	105.7	110.7	115.7	120.7	125.7	130.7	135.7	140.7	145.7	150.7	155.7	160.7	
7.4	14.0	19.2	27.6	33.5	37.4	42.9	47.3	51.2	56.7	61.6	66.2	70.8	76.0	80.4	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	141.4	145.6	149.8	154.0
5.2	12.6	21.0	26.9	30.8	36.3	42.9	48.6	53.9	59.9	65.6	71.1	76.5	81.7	86.1	91.0	97.1	101.7	105.7	110.7	115.7	120.7	125.7	130.7	135.7	140.7	145.7	150.7	155.7	160.7	
8.4	14.3	19.5	23.4	28.9	33.3	39.2	43.1	48.6	53.9	59.9	65.6	71.1	76.5	81.7	86.1	91.0	97.1	101.7	105.7	110.7	115.7	120.7	125.7	130.7	135.7	140.7	145.7	150.7	155.7	160.7
5.9	9.8	15.3	20.7	26.9	32.9	38.1	41.3	49.0	51.6	56.8	61.2	66.1	72.2	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	141.4	145.6	149.8
3.9	9.4	14.4	19.9	23.1	27.0	31.9	34.7	40.6	43.2	48.4	52.8	57.7	63.8	68.4	72.4	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	
5.5	9.4	14.4	19.9	23.1	27.0	31.9	34.7	40.6	43.2	48.4	52.8	57.7	63.8	68.4	72.4	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	
5.5	9.4	14.4	19.9	23.1	27.0	31.9	34.7	40.6	43.2	48.4	52.8	57.7	63.8	68.4	72.4	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	
3.9	9.4	14.4	19.9	23.1	27.0	31.9	34.7	40.6	43.2	48.4	52.8	57.7	63.8	68.4	72.4	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	
5.9	9.8	15.3	20.7	26.9	32.9	38.1	41.3	49.0	51.6	56.8	61.2	66.1	72.2	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	141.4	145.6	149.8
14.4	17.6	25.3	32.9	40.6	48.4	56.8	61.2	66.1	72.2	76.8	80.8	85.3	91.4	96.0	100.0	105.2	109.8	113.8	118.0	124.1	128.7	132.7	137.2	141.4	145.6	149.8	154.0	158.2	162.4	
7.7	10.9	13.5	18.7	23.1	28.0	34.1	38.7	42.7	47.9	54.0	58.6	62.6	66.5	70.4	74.3	78.2	82.1	86.0	90.0	94.0	98.0	102.0	106.0	110.0	114.0	118.0	122.0	126.0	130.0	
2.6	7.8	12.2	17.1	22.0	26.9	31.8	36.7	41.6	46.5	51.4	56.3	61.2	66.1	71.0	75.9	80.8	85.7	90.6	95.5	100.4	105.3	110.2	115.1	120.0	124.9	129.8	134.7	139.6	144.5	
10.3	15.5	19.9	24.8	29.7	34.6	39.5	44.4	49.3	54.2	59.1	64.0	68.9	73.8	78.7	83.6	88.5	93.4	98.3	103.2	108.1	113.0	117.9	122.8	127.7	132.6	137.5	142.4	147.3	152.2	
7.7	10.9	13.5	18.7	23.1	28.0	34.1	38.7	42.7	47.9	54.0	58.6	62.6	66.5	70.4	74.3	78.2	82.1	86.0	90.0	94.0	98.0	102.0	106.0	110.0	114.0	118.0	122.0	126.0	130.0	
2.6	7.8	12.2	17.1	22.0	26.9	31.8	36.7	41.6	46.5	51.4	56.3	61.2	66.1	71.0	75.9	80.8	85.7	90.6	95.5	100.4	105.3	110.2	115.1	120.0	124.9	129.8	134.7	139.6	144.5	
5.2	9.6	14.5	20.6	25.2	29.2	33.2	37.2	41.2	45.2	49.2	53.2	57.2	61.2	65.2	69.2	73.2	77.2	81.2	85.2	89.2	93.2	97.2	101.2	105.2	109.2	113.2	117.2	121.2	125.2	
4.4	9.3	15.4	20.0	24.0	28.0	32.0	36.0	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0	64.0	68.0	72.0	76.0	80.0	84.0	88.0	92.0	96.0	100.0	104.0	108.0	112.0	116.0	120.0	124.0	
6.1	10.7	14.7	18.7	22.7	26.7	30.7	34.7	38.7	42.7	46.7	50.7	54.7	58.7	62.7	66.7	70.7	74.7	78.7	82.7	86.7	90.7	94.7	98.7	102.7	106.7	110.7	114.7	118.7	122.7	
4.6	8.6	12.6	16.6	20.6	24.6	28.6	32.6	36.6	40.6	44.6	48.6	52.6	56.6	60.6	64.6	68.6	72.6	76.6	80.6	84.6	88.6	92.6	96.6	100.6	104.6	108.6	112.6	116.6	120.6	

	加賀	金津	丸岡	福井北	福井	鯖江	武生	南条	今庄	敦賀	木之本	小谷城	長浜	米原	米原
	加賀	金津	丸岡	福井北	福井	鯖江	武生	南条	今庄	敦賀	木之本	小谷城	長浜	米原	米原
	加賀	金津	丸岡	福井北	福井	鯖江	武生	南条	今庄	敦賀	木之本	小谷城	長浜	米原	米原
	加賀	金津	丸岡	福井北	福井	鯖江	武生	南条	今庄	敦賀	木之本	小谷城	長浜	米原	米原
	加賀	金津	丸岡	福井北	福井	鯖江	武生	南条	今庄	敦賀	木之本	小谷城	長浜	米原	米原
片山津	12.5	19.8	10.5	6.8	6.4	11.2	5.4	8.9	12.5	21.5	22.6	7.0	6.8	8.9	0.7
安宅	16.5	23.8	34.3	41.1	47.5	58.7	64.1	73.0	76.6	98.1	121.3	128.3	135.1	144.0	144.7
小松	21.1	28.4	38.9	45.7	52.1	63.3	68.7	77.6	81.2	102.7	103.8	125.9	132.9	148.6	149.3
能美根上	27.2	34.5	45.0	51.8	58.2	69.4	74.8	83.7	87.3	108.8	109.9	132.0	145.8	154.7	155.4
美川	32.1	39.4	49.9	56.7	63.1	74.3	79.7	88.6	92.2	113.7	114.8	136.9	143.9	150.7	160.3
徳光	36.5	43.8	54.3	61.1	67.5	78.7	84.1	93.0	96.6	118.1	119.2	141.3	148.3	155.1	164.0
白山	41.7	49.0	59.5	66.3	72.7	83.9	89.3	98.2	101.8	123.3	124.4	146.5	153.5	160.3	169.9
金沢西	44.3	51.6	62.1	68.9	75.3	86.5	91.9	100.8	104.4	125.9	127.0	149.1	156.1	162.9	171.8
金沢東	52.0	59.3	69.8	76.6	83.0	94.2	99.6	108.5	112.1	133.6	134.7	156.8	163.8	170.6	179.5
金沢森本	55.2	62.5	73.0	79.8	86.2	97.4	102.8	111.7	115.3	136.8	137.9	160.0	167.0	173.8	183.4
小矢部	69.6	76.9	87.4	94.2	100.6	111.8	117.2	126.1	129.7	151.2	152.3	174.4	181.4	188.2	197.1
小矢部師波	75.1	82.4	92.9	99.7	106.1	117.3	122.7	131.6	135.2	156.7	157.8	179.9	186.9	193.7	202.6
師波	79.0	86.3	96.8	103.6	110.0	121.2	126.6	135.5	139.1	160.6	161.7	183.8	190.8	197.6	206.5
高西師波	84.9	92.2	102.7	109.5	115.9	127.1	132.5	141.4	145.0	166.5	167.6	189.7	196.7	203.5	212.4
小杉	93.3	100.6	111.1	117.9	124.3	135.5	140.9	149.8	153.4	174.9	176.0	198.1	205.1	211.9	220.8
富山西	98.5	105.8	116.3	123.1	129.5	140.7	146.1	155.0	158.6	180.1	181.2	203.3	210.3	217.1	226.0
富山西	105.9	113.2	123.7	130.5	136.9	148.1	153.5	162.4	166.0	187.5	188.6	210.7	217.7	224.5	233.4
流杉	112.5	119.8	130.3	137.1	143.5	154.7	160.1	169.0	172.6	194.1	195.2	217.3	224.3	231.1	240.0
立山	118.2	125.5	136.0	142.8	149.2	160.4	165.8	174.7	178.3	199.8	200.9	223.0	230.0	236.8	245.7
滑川	126.3	133.6	144.1	150.9	157.3	168.5	173.9	182.8	186.4	207.9	209.0	231.1	238.1	244.9	253.8
魚津	135.6	142.9	153.4	160.2	166.6	177.8	183.2	192.1	195.7	217.2	218.3	240.4	247.4	254.2	263.1
黒部	145.2	152.5	163.0	169.8	176.2	187.4	192.8	201.7	205.3	226.8	227.9	250.0	257.0	263.8	272.7
入善	149.7	157.0	167.5	174.3	180.7	191.9	197.3	206.2	209.8	231.3	232.4	254.5	261.5	268.3	277.2
朝日	153.9	161.2	171.7	178.5	184.9	196.1	201.5	210.4	214.0	235.5	236.6	258.7	265.7	272.5	281.4

近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西・亀山南ジャンクション間）

名古屋西	3.7	彌江	弥富	長島	桑名東	桑名	四日市西	四日市東	四日市	鈴鹿	亀山	亀山PA	亀山	伊勢関	芸濃
	9.0														
名古屋西	5.3	彌江	弥富	長島	桑名東	桑名	四日市西	四日市東	四日市	鈴鹿	亀山	亀山PA	亀山	伊勢関	芸濃
	9.0														
名古屋西	3.7	彌江	弥富	長島	桑名東	桑名	四日市西	四日市東	四日市	鈴鹿	亀山	亀山PA	亀山	伊勢関	芸濃
	9.0														

近畿自動車道伊勢線（伊勢関・伊勢間）

伊勢関	6.3	芸濃	津	久居	一志	松阪	勢和多気	玉城	伊勢西
	14.8								
伊勢関	8.5	芸濃	津	久居	一志	松阪	勢和多気	玉城	伊勢西
	14.8								
伊勢関	6.3	芸濃	津	久居	一志	松阪	勢和多気	玉城	伊勢西
	14.8								

近畿自動車道名古屋神戸線（飛鳥・甲賀土山間）

飛鳥	飛鳥新橋	5.1	9.1	11.6	13.4	みえ	朝日	みえ	四日市	2.1	6.5	14.7	21.6	29.9	35.2	43.4	新四日市	掃野	8.2	15.1	23.4	28.7	36.9	龜山	龜山西	8.3	15.2	23.4	28.7	36.9	甲賀土山	龜山	5.3	13.5	21.8	28.7
	長島	2.5	4.3	-	8.0				10.5	14.9	18.9	27.1	34.0	42.3	47.6	55.8		60.9	6.9	15.1	23.4	28.7	36.9		41.3	49.3	51.8	55.8	60.9	6.9		15.1	23.4	28.7	36.9	41.3
	長島	4.0	6.5	8.3	-	14.5	18.9	27.1	34.0	42.3	47.6	55.8	60.9	6.9	15.1	23.4	28.7	36.9	41.3	49.3	51.8	55.8	60.9	6.9	15.1	23.4	28.7	36.9	41.3	49.3	51.8	55.8	60.9			
	長島	4.0	6.5	8.3	-	14.5	18.9	27.1	34.0	42.3	47.6	55.8	60.9	6.9	15.1	23.4	28.7	36.9	41.3	49.3	51.8	55.8	60.9	6.9	15.1	23.4	28.7	36.9	41.3	49.3	51.8	55.8	60.9			

近畿自動車道尾鷲多気線（紀伊長島・勢和多気間）

紀伊長島	大宮	10.3	20.7	34.1
	大台	10.4	23.8	34.1
	勢和多気	13.4	23.8	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

小浜	若狭上中	9.6	16.6	18.8	26.0	32.3	39.0
	三方PA	7.0	9.2	16.4	22.7	29.4	39.0
	三方PA	2.2	9.4	15.7	22.4	29.4	39.0
	若狭三方	2.2	9.4	15.7	22.4	29.4	39.0
	若狭美浜	7.2	13.5	20.2	27.0	33.7	40.4
	敦賀南	6.3	13.5	20.2	27.0	33.7	40.4
	敦賀	6.7	13.5	20.2	27.0	33.7	40.4

## 別添 4

## 中央自動車道富士吉田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大月から都留まで	-	-	339,806	-	-

## 中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
勝沼から一宮御坂まで	242,719	-	291,263	-	-
勝沼から甲府南まで	436,894	-	-	-	-
甲府南から甲府昭和まで	-	-	339,806	436,894	-
甲府昭和から韮崎まで	339,806	-	-	-	-
甲府昭和から須玉まで	485,437	-	-	-	-
韮崎から長坂まで	436,894	-	-	-	-
須玉から長坂まで	291,263	339,806	339,806	485,437	-
長坂から小淵沢まで	291,263	-	339,806	-	-
小淵沢から諏訪南まで	-	436,894	485,437	-	-
諏訪南から諏訪まで	339,806	-	-	-	-
駒ヶ根から松川まで	436,894	-	-	-	-
松川から飯田まで	436,894	-	-	-	-
恵那から瑞浪まで	485,437	-	-	-	-
瑞浪から土岐まで	-	-	242,719	291,263	436,894
瑞浪から多治見まで	388,350	-	-	-	-
土岐から多治見まで	291,263	339,806	388,350	485,437	-
多治見から小牧東まで	-	-	339,806	-	-
小牧から一宮まで	291,263	-	339,806	-	-
一宮から岐阜羽島まで	388,350	-	-	-	-
岐阜羽島から大垣まで	242,719	291,263	291,263	-	-
大垣から関ヶ原まで	-	485,437	-	-	-

## 中央自動車道西宮線と中央自動車道長野線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
諏訪から岡谷まで	-	-	485,437	-	-

## 中央自動車道西宮線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小牧から春日井まで	291,263	339,806	-	-	-

## 中央自動車道西宮線と北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
彦根から米原まで	291,263	339,806	339,806	-	-

## 中央自動車道長野線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
松本から安曇野まで	-	-	339,806	-	-
塩尻北から安曇野まで	436,894	-	-	-	-
塩尻北から松本まで	291,263	-	339,806	-	-
塩尻から塩尻北まで	242,719	291,263	291,263	-	-
岡谷から塩尻まで	-	-	339,806	-	-

第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から東名川崎まで	291.263	339.806	-	-	-
東名川崎から横浜町田まで	-	485.437	-	-	-
横浜町田から厚木まで	-	-	619.048	-	-
秦野中井から大井松田まで	-	-	339.806	-	-
沼津から富士まで	485.437	-	-	-	-
焼津から吉田まで	-	-	485.437	-	-
相良牧之原から菊川まで	-	-	-	339.806	485.437
袋井から浜松まで	339.806	388.350	436.894	-	-
浜松から浜松西まで	-	388.350	436.894	-	-
浜松西から三ヶ日まで	339.806	388.350	436.894	-	-
三ヶ日から豊川まで	485.437	-	-	-	-
豊川から音羽蒲郡まで	339.806	-	-	-	-
音羽蒲郡から岡崎まで	388.350	-	-	-	-
名古屋から春日井まで	-	-	485.437	-	-

東海北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
関から美濃まで	242.719	291.263	291.263	-	-
岐阜各務原から関まで	-	-	485.437	-	-
一宮木曾川から関まで	485.437	-	-	-	-
一宮木曾川から岐阜各務原まで	-	-	291.263	-	-

北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
朝日から黒部まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
滑川から立山まで	-	-	339.806	-	-
立山から富山まで	-	436.894	485.437	-	-
富山から小杉まで	-	436.894	485.437	-	-
小杉から砺波まで	-	485.437	-	-	-
小杉から小矢部砺波ジャンクションまで	485.437	-	-	-	-
砺波から小矢部砺波ジャンクションまで	-	-	242.719	-	-
小矢部砺波ジャンクションから小矢部まで	-	-	291.263	-	-
金沢東から金沢西まで	-	-	339.806	-	-
金沢西から美川まで	-	-	485.437	-	-
美川から小松まで	339.806	-	-	-	-
小松から片山津まで	291.263	339.806	339.806	-	-
片山津から加賀まで	-	436.894	485.437	-	-
加賀から金津まで	-	-	339.806	-	-
加賀から丸岡まで	485.437	-	-	-	-
金津から丸岡まで	-	388.350	436.894	-	-
丸岡から福井北まで	242.719	291.263	291.263	-	-
丸岡から福井まで	388.350	-	-	-	-
福井北から福井まで	242.719	-	291.263	388.350	-
福井から鯖江まで	339.806	-	-	-	-
鯖江から武生まで	-	-	-	339.806	-
鯖江から今庄まで	485.437	-	-	-	-
武生から今庄まで	-	436.894	485.437	-	-
木之本から長浜まで	-	-	485.437	-	-
長浜から米原まで	291.263	339.806	-	-	-

近畿自動車道名古屋亀山線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
蟹江から名古屋西まで	-	-	-	242.719	339.806
弥富から名古屋西まで	291.263	339.806	-	-	-
弥富から蟹江まで	-	-	-	339.806	485.437
長島から名古屋西まで	-	-	485.437	-	-
長島から蟹江まで	291.263	339.806	-	-	-
桑名東から蟹江まで	-	436.894	485.437	-	-
桑名東から長島まで	194.175	-	-	-	339.806
桑名から弥富まで	339.806	-	-	-	-
桑名から長島まで	-	-	339.806	-	-
桑名から桑名東まで	-	-	242.719	-	-
四日市東から長島まで	388.350	-	-	-	-
四日市東から桑名まで	242.719	-	291.263	339.806	-
四日市から桑名まで	-	436.894	485.437	-	-
四日市から四日市東まで	242.719	-	291.263	388.350	-
亀山から鈴鹿まで	339.806	-	-	-	-
亀山PAスマートから鈴鹿まで	339.806	-	-	-	-

近畿自動車道伊勢線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
伊勢関から芸濃まで	242.719	-	291.263	388.350	-
芸濃から津まで	291.263	339.806	339.806	-	-
津から久居まで	242.719	-	291.263	388.350	-
津から一志嬉野まで	-	-	485.437	-	-
久居から一志嬉野まで	242.719	-	-	-	-
一志嬉野から松阪まで	-	-	-	388.350	-
勢和多気から玉城まで	-	-	436.894	-	-





別添 6

A	伊勢湾岸道路
	東海環状自動車道
B	首都圏中央連絡自動車道（海老名市中新田からあさき野市まで）
C	首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）
D	西湘バイパス
	東富士五湖道路
	小田原厚木道路
E	新湘南バイパス（藤沢インターチェンジから茅ヶ崎ジャンクションまでの区間）
F	新湘南バイパス（茅ヶ崎ジャンクションから大磯インターチェンジまでの区間）



(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	名古屋環状2号線におけるE T C利用割引又は高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）又は東海環状自動車道連続利用割引
3	東京外環自動車道迂回利用割引又はE T C 2. 0割引
4	特定区間割引又はE T C短区間割引
5	障害者割引又は乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

## 特定更新等工事の内容

# 1. 工事の内容

## (1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区上高井戸	山梨県富士吉田市上吉田
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	山梨県大月市大月町花咲	滋賀県東近江市尻無町(八日市インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県岡谷市川岸	長野県安曇野市豊科高家(安曇野インターチェンジを含む)
高速自動車国道 第一東海自動車道	東京都世田谷区砧公園	愛知県小牧市大字村中
高速自動車国道 東海北陸自動車道	愛知県一宮市大和町北高井	富山県小矢部市水島
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	愛知県東海市新宝町
高速自動車国道 北陸自動車道	富山県下新川郡朝日町月山(朝日インターチェンジを含む)	滋賀県米原市三吉
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	愛知県亀山市関町木崎	三重県伊勢市楠部町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市緑区大高町	三重県亀山市木下町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	滋賀県甲賀市甲賀町岩室(甲賀土山インターチェンジを含まない)
高速自動車国道 近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島	三重県多気郡多気町丹生
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南	神奈川県茅ヶ崎市柳島
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町二宮	神奈川県小田原市風祭
一般国道271号(小田原厚木道路)	神奈川県小田原市板橋	神奈川県厚木市酒井
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	愛知県東海市新宝町	愛知県海部郡飛島村金岡
一般国道475(東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町山ノ神	岐阜県関市広見町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の床版取替、床版全面打替え</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	74 キロメートル	700,460 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の上部構造の取替え</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	—	—
橋梁修繕	床版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等)</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	100 キロメートル	38,839 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等)</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	59 キロメートル	132,196 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策</li> <li>・上記に付随する附属物の補修、取替え</li> </ul>	4,977 箇所	74,218 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策</li> <li>・上記に付随する附属物の補修、取替え</li> </ul>	35 キロメートル	70,100 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額

## 特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	1, 146百万円
H 2 8	14, 366百万円
H 2 9	57, 071百万円
H 3 0	76, 625百万円
H 3 1	82, 795百万円
H 3 2	95, 317百万円
H 3 3	91, 129百万円
H 3 4	88, 076百万円
H 3 5	88, 445百万円
H 3 6	92, 897百万円
H 3 7	97, 642百万円
H 3 8	95, 521百万円
H 3 9	97, 030百万円
H 4 0	105, 328百万円
H 4 1	65, 516百万円

(注1) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年 2月29日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

勢山 廣直

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長

宮池 克人